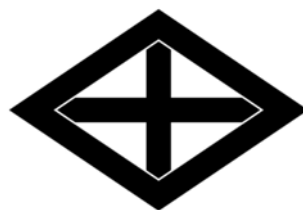

十津川村 公共施設等総合管理計画

平成 28年 3月



十津川村

目 次

第1章 公共施設等総合管理計画の策定について	1
1 公共施設等総合管理計画策定の背景と趣旨.....	1
2 本計画の位置づけ.....	1
3 計画期間.....	1
4 対象施設.....	2
第2章 公共施設等の現状と課題	3
1 公共建築物の現状と課題.....	3
(1) 延床面積.....	3
(2) 敷地面積.....	4
(3) 築年別整備状況と耐震化の状況.....	5
2 インフラ資産の現状と課題.....	7
3 人口の見通し.....	8
(1) 人口、世帯数及び児童生徒数の推移.....	8
(2) 人口の将来見通し.....	8
4 財政の現状と課題.....	11
(1) 財政全般の現状と課題.....	11
(2) 公共建築物の更新費用の推計.....	14
(3) インフラ資産の更新費用の推計.....	15
第3章 総合管理計画の基本方針	16
1 現状の問題点や課題に関する基本認識.....	16
2 公共施設等マネジメントの基本原則.....	16
3 計画期間.....	18
4 目標の設定.....	19
(1) 公共建築物の目標設定.....	19
(2) インフラ資産の目標について.....	19
5 公共建築物の再編について.....	20
(1) 要求事項.....	20
(2) 公共建築物の評価.....	21
(3) 公共建築物の再編実施.....	21
6 施設再編の実施手法について.....	22
(1) 共通手法.....	23
(2) 施設の再編手法等（公共サービス機能の休止・廃止）.....	23
(3) 施設の再編等手法（公共サービス機能の継続）.....	25
7 維持・運営の実施方針.....	26

(1) 点検・診断等の実施方針.....	26
(2) 維持管理・修繕の実施方針.....	26
(3) 安全確保の実施方針.....	27
(4) 耐震化の実施方針.....	27
第4章 公共施設等再編の方向性.....	28
1 公共建築物の再配置方針.....	28
2 公共建築物のマネジメント方針.....	30
3 インフラ資産のマネジメント方針.....	32
(1) 橋りょう.....	32
(2) 上水道施設.....	32
第5章 基本計画の展開について.....	33
1 総合管理計画の推進体制.....	33
(1) 全庁的な取組体制.....	33
(2) 職員の意識改革.....	33
(3) 関係者との協働.....	33
(4) アウトソーシングの推進体制.....	33
2 公共施設マネジメントサイクルの形成について.....	34
3 本計画の検証について.....	35
(1) 評価指標について.....	35
(2) 財政側面からのマネジメント支援について.....	35
第6章 資料編.....	36
1 更新費用算定の根拠.....	36
2 官民連携の解説.....	38
(1) 官民連携手法について.....	38
(2) 官民連携手法の選定について.....	38
3 施設カルテ（様式例）.....	40
4 用語集.....	42

第1章 公共施設等総合管理計画の策定について

1 公共施設等総合管理計画策定の背景と趣旨

十津川村（以下「本村」という。）は、十津川村は、奈良県の最南端に位置し、西は和歌山県、東は三重県に接した自然に恵まれた美しい村です。また、面積は672.35平方キロメートルで、村としては日本一の広さを誇ります。

図表 1.1 位置図



※出典：十津川村観光協会のHPより

本村では、これまでに住民サービスの一環として必要な公共施設を整備してまいりました。一方、少子高齢化の進展による人口減少問題をはじめ、それに伴う生産人口の減少や地方交付税の削減等により、本村の財政が逼迫する中で、今後、これまでに整備してきた公共施設やインフラ資産（以下「公共施設等」という。）が改修・更新時期を迎えようとしております。

このような背景の下で、公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）の策定は、公共施設等の全体把握とそれを取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に把握・整理するとともに、長期的な視点を持って公共施設等の適正配置と有効活用及び財政負担の軽減・平準化について立案し、持続可能な地域づくりを住民とともに実現していくために実施するものです。

2 本計画の位置づけ

本計画は、公共施設等に係る優先政策に対して如何に財源の配分を行うかをマネジメントしていくものであり、総合計画や関連諸計画と連携していくことが求められています。

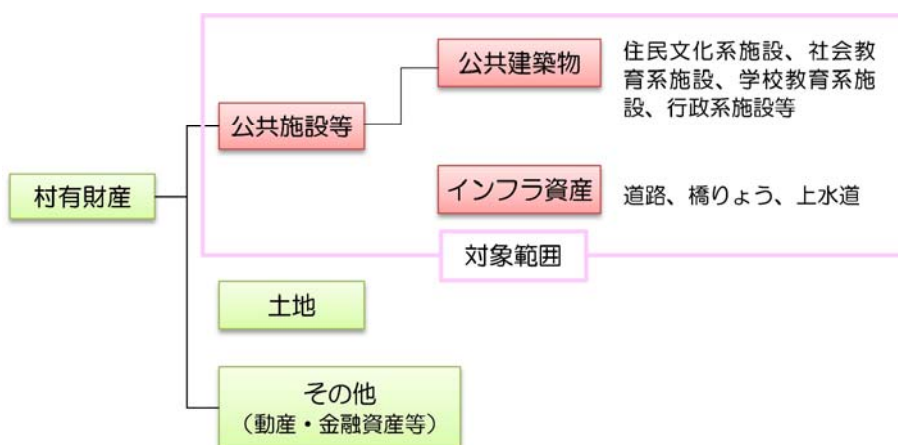
3 計画期間

本計画の計画は、平成28（2016）年度から平成57（2055）年度までの30年間とします。

4 対象施設

本計画は、庁舎や学校施設といった公共建築物67施設（172棟）と、道路、橋りょう、上水道などのインフラ資産を対象としています（図表1.1、1.2参照）。

図表 1.1 公共施設等の構成図



図表 1.2 公共建築物内訳

区分	大分類	中分類	施設数	棟数	延床面積 (㎡)	構成比 (%)	敷地面積 (㎡)	構成比 (%)	
普通会計	住民文化系施設	集会施設	4	8	1,111	1.5	1,620	1.2	
	社会教育系施設	博物館等	2	5	2,736	3.7	1,095	0.8	
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	2	4	8,152	11.1	11,430	8.7	
	産業系施設	産業系施設	3	5	2,168	3.0	3,038	2.3	
	学校教育系施設	学校	12	42	28,143	38.4	56,778	43.2	
	子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	1	1	530	0.7	880	0.7	
	保健・福祉施設	保健施設	1	2	1,444	2.0	1,009	0.8	
	医療施設	医療施設	3	5	382	0.5	3,086	2.3	
	行政系施設	庁舎等	庁舎等	2	6	7,503	10.2	11,433	8.7
			その他行政系施設	1	2	2,216	3.0	2,960	2.3
	公営住宅	公営住宅	21	54	4,538	6.2	8,908	6.8	
	公園	公園	1	1	129	0.2	1,818	1.4	
	供給処理施設	供給処理施設	1	12	6,932	9.5	6,720	5.1	
	その他	その他	7	8	2,586	3.5	3,586	2.7	
病院会計	病院施設	病院施設	6	17	4,728	6.5	17,012	12.9	
計			67	172	73,299	100.0	131,372	100.0	
上水道会計	上水道施設	上水道施設	9	5	311	0.4	6,680	4.8	
総計			76	177	73,610	100.0	138,053	100.0	

※公共施設等の現況分析は、普通会計と病院会計の施設を対象に行う。

延床面積が50㎡未満の小規模建物を除く。

第2章 公共施設等の現状と課題

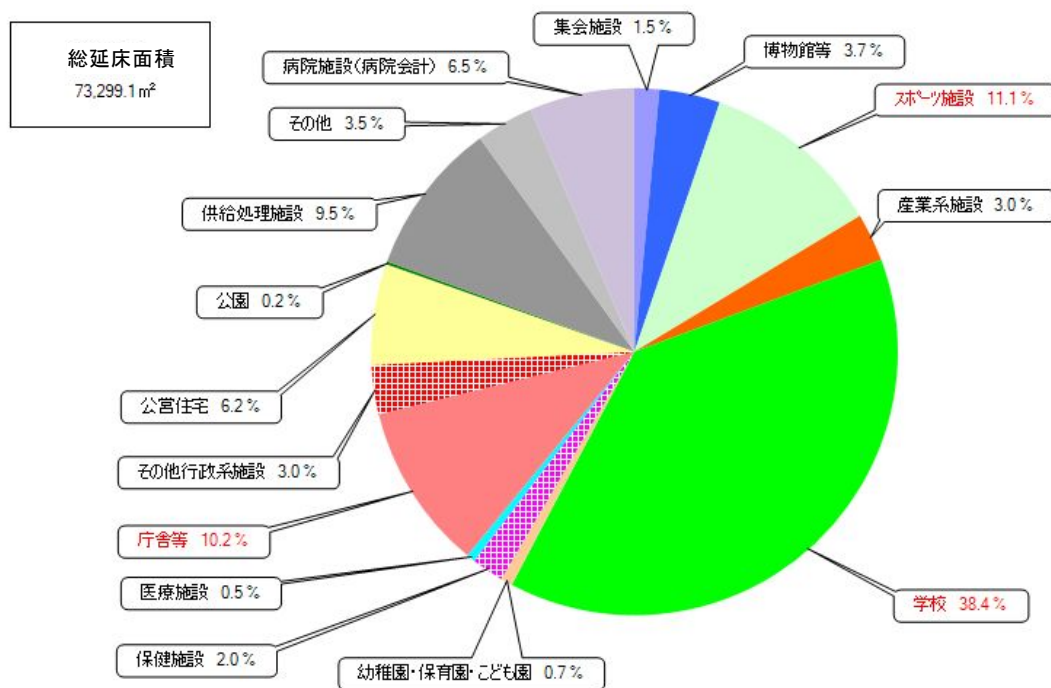
1 公共建築物の現況と課題

(1) 延床面積

本村が保有する公共建築物（上水道施設を除く）の総延床面積は、約 73,299 m²で、住民一人当たり（3,583 人：2016 年 2 月 1 日現在の住民基本台帳人口）床面積は 20.46 m²、全国平均の 3.22 m²との比較では約 6.4 倍となっています。また、人口 1 万人未満の自治体の平均 10.61 m²と比べても約 1.9 倍となっています。

建物の内訳では、学校が約 38%を占め、これにスポーツ施設の約 11%、庁舎等の約 10%などが続いており、施設総量の適正化や統廃合等の対策を考える場合の優先候補であることが伺えます（図表 2.1 参照）。

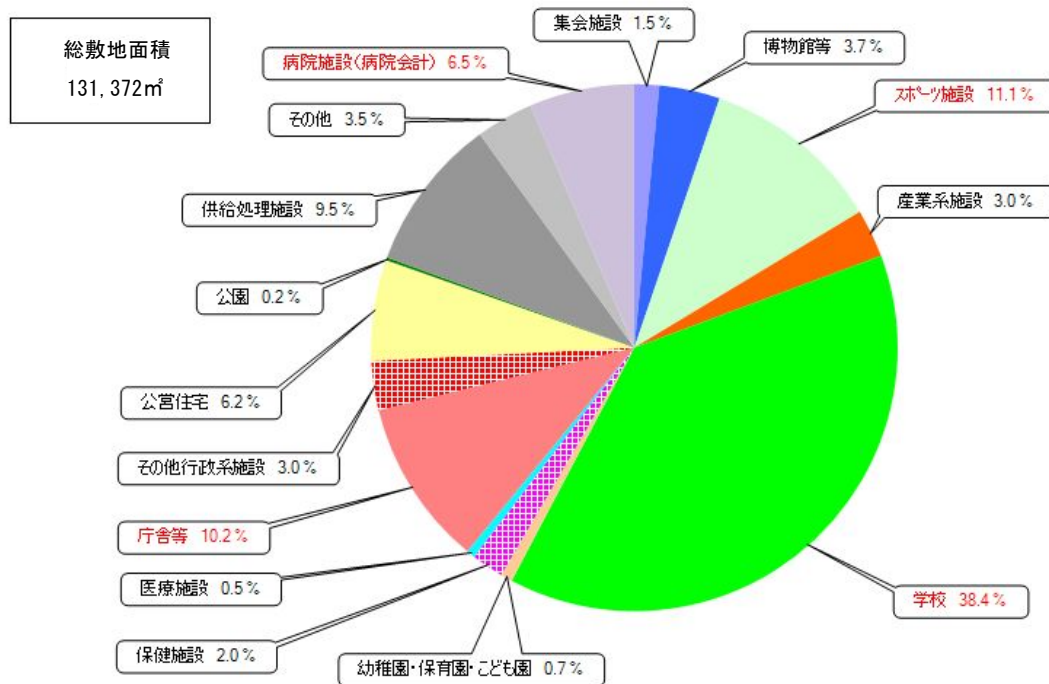
図表 2.1 保有する建物の分類別状況



(2) 敷地面積

一方、公共建築物の敷地面積に着目してみると、その総面積は、約 131,372 m²で、その内訳は、学校が約 43%を占め、次に病院施設の約 13%、庁舎及びスポーツ施設の約 9%、公営住宅の約 7%が続いています。これらの施設が保有する敷地の有効活用も課題であることが伺えます（図表 2.2 参照）。

図表 2.2 保有する敷地の分類別状況

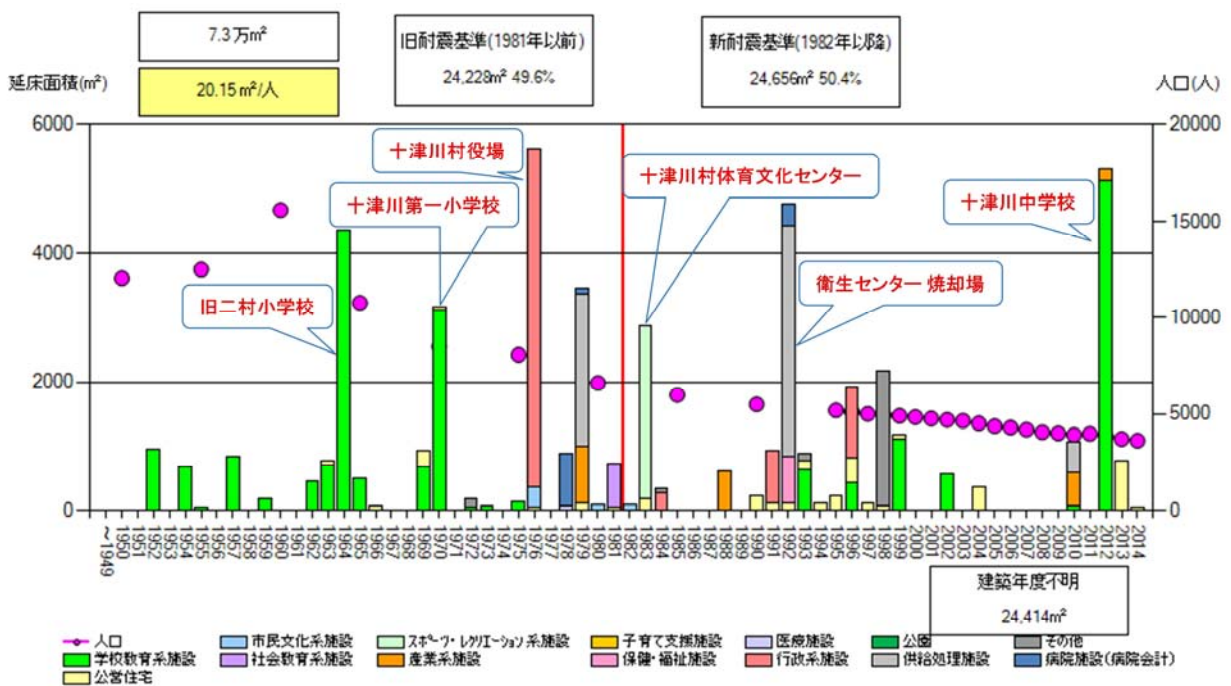


(3) 築年別整備状況と耐震化の状況

築年別整備状況では、1952（昭和 27）年頃から建築が始まり、特徴的なものとしては、1964（昭和 39）年の旧二村小学校、1970（昭和 45）年の十津川第一小学校、1976年（昭和 51 年）の十津川村役場、1983 年（昭和 58 年）の十津川村体育文化センター、1992 年（平成 4 年）の衛生センター焼却場及び 2012 年（平成 24 年）の十津川中学校などがあります。

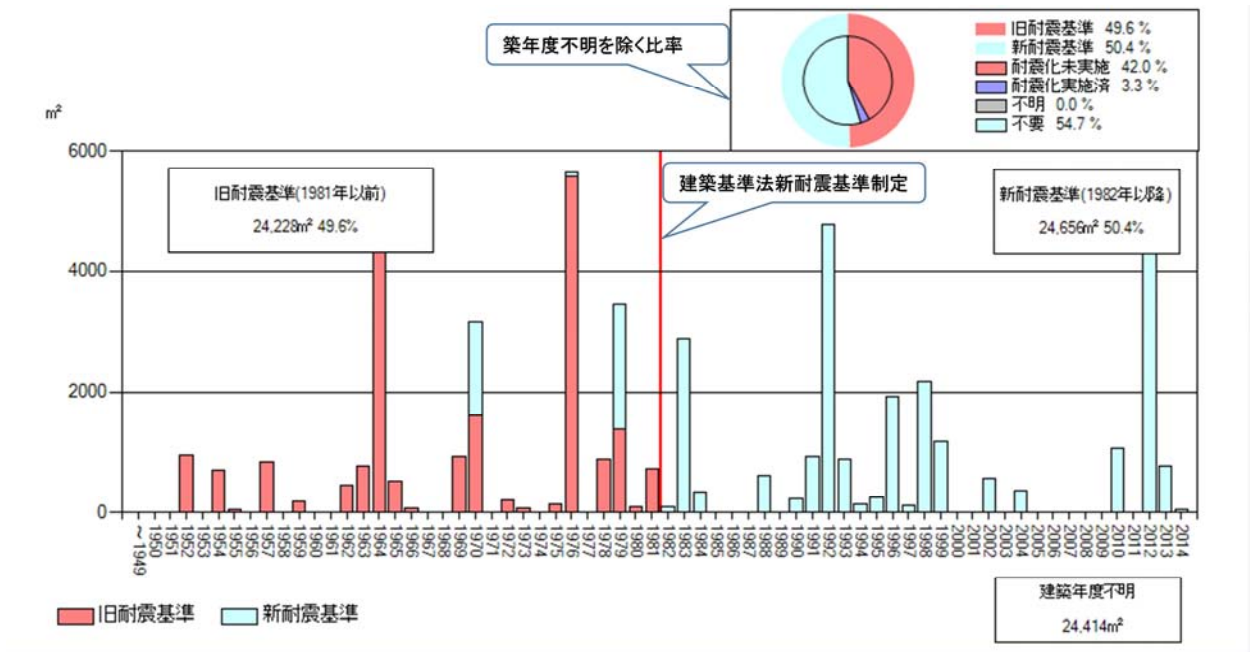
これらのうち、十津川村体育文化センター以前の建物は、現在、築 30 年を超えており、本計画の計画期間内（30 年間）には更新時期を迎えることとなります（図表 2.3 参照）。

図表 2.3 保有する建物の築年別整備状況



一方、建築基準法の耐震基準が 1981（昭和 56）年に改正されましたが、この新基準に該当する建物は全体の約 50%で、これに耐震化実施済を加味すると耐震化の行われていないものは、全体の約 42%となります。これらについては、早急な対応が求められています（図表 2.4 参照）。

図表 2.4 保有する建物の耐震化の状況



2 インフラ資産の現況と課題

インフラ資産のうち橋りょうは、全部で246橋あり、総面積は25,282㎡です。このうち、既に耐用年数（60年）を過ぎたものは、橋りょう数で98本（全体の約40%）、面積で6,487㎡（全体の約26%）となっており、安全面を中心に万全の対応策が求められています（図表2.5、図表2.6参照）。

図表2.5 橋りょう延長・年度別整備本数

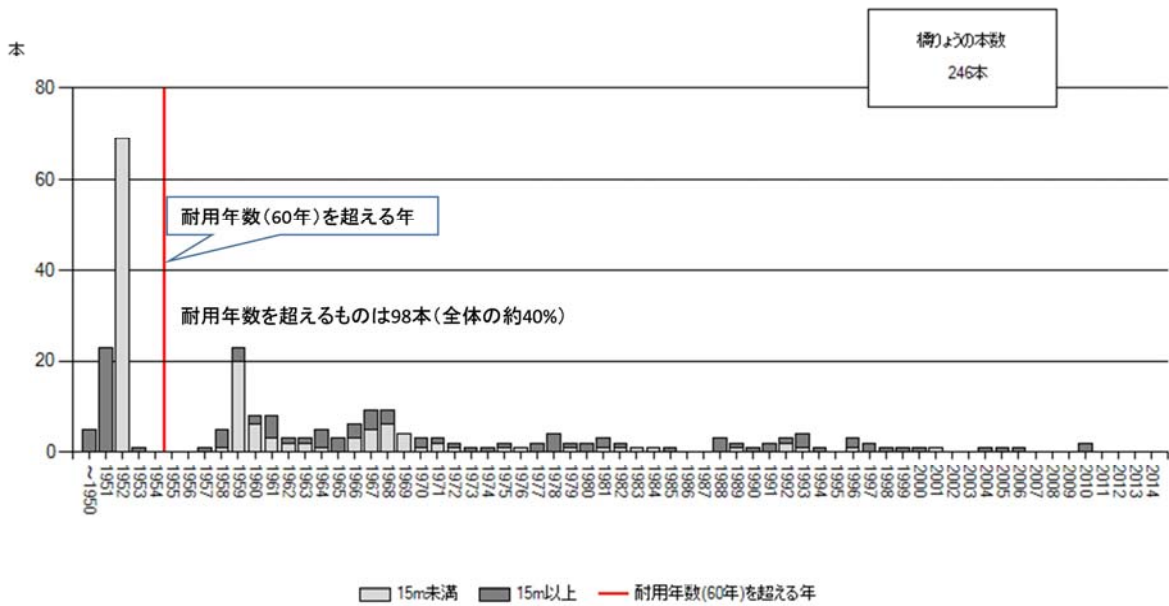
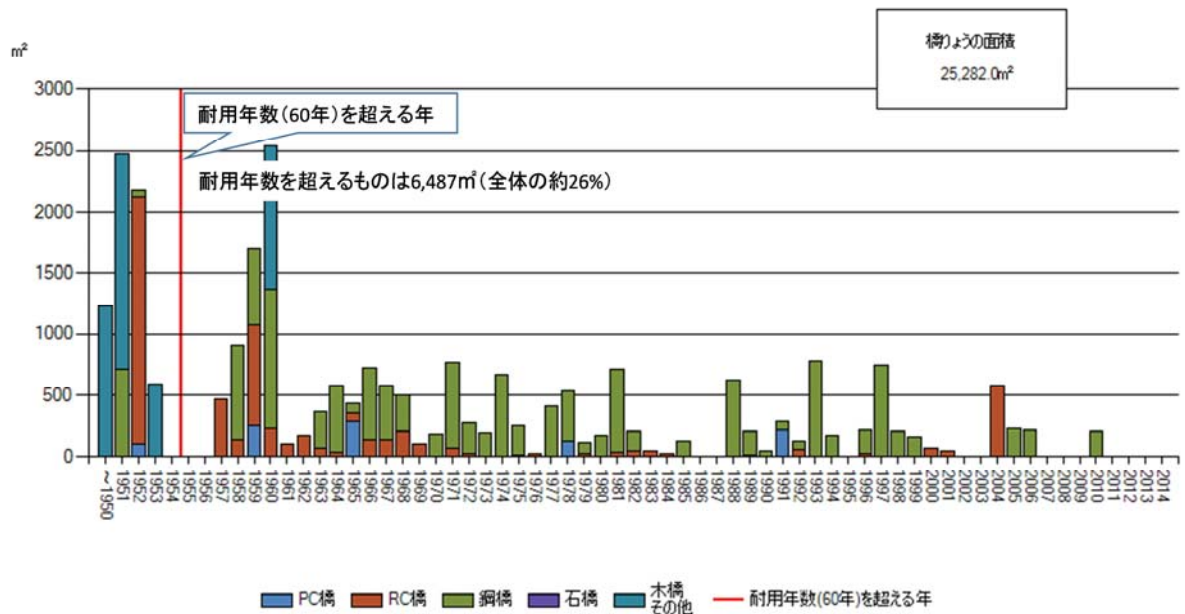


表2.6 橋りょう構造・年度別整備面積



3 人口の見通し

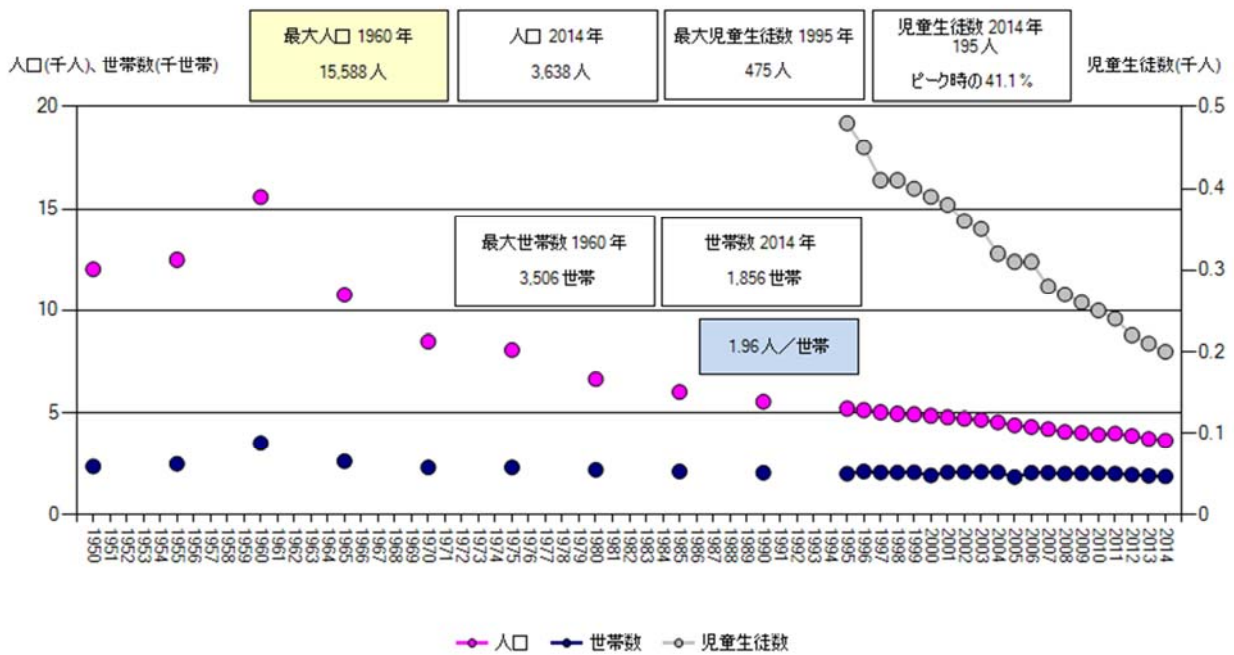
(1) 人口、世帯数及び児童生徒数の推移

本村の人口は、1960（昭和 35）年の 15,588 人をピークに減少を始め、2014（平成 26）年には 3,638 人になり、ピーク時の約 23%となっています

また、世帯数を見ると、2014（平成 26）年は 1,856 世帯で、1 世帯あたり 1.96 人と核家族化が進行していることが見て取れます。

一方、児童生徒数に目を転じて見ると、1995 年（平成 7）年の 475 人から急激に減少し、2014（平成 26）年では 195 人と短期間に約 41%まで減少しています（図表 2.7 参照）。

図表 2.7 人口及び世帯数の推移

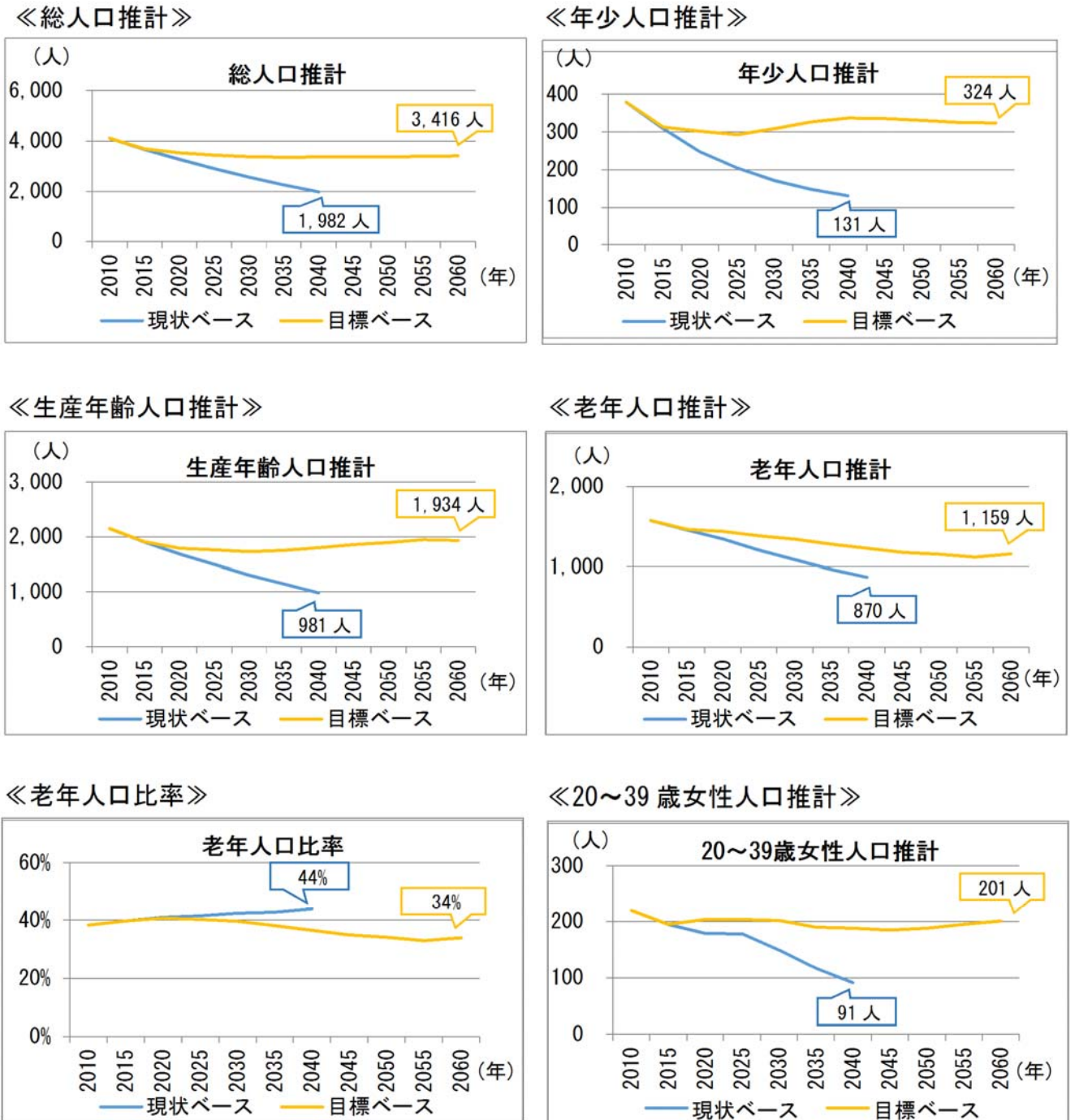


(2) 人口の将来見通し

本村の人口ビジョン（十津川村まち・ひと・しごと創生総合戦略）によると、今後、引き続き少子化、高齢化及び人口減少が予想されますが、本村独自の地方創生に向けた施策を推進することにより、2060（平成 72）年に 3,400 人程度の人口を確保することを目指しています（図表 2.8 参照）。

自然増減は、国の長期ビジョンにおける合計特殊出生率の仮定値 1.8（国民希望出生率）を 2030 年までに達成し、2030 年以降出生率を維持するものとする。社会増減は、国立社会保障・人口問題研究所推計の純移動率をベースにして、2015 年人口の約 1%となる人口 35 人の I・Uターン者を毎年受け入れるものとする。

図表 2.8 十津川村 の将来人口推計



※出典：十津川村まち・ひと・しごと創生総合総合戦略より

また、本計画の目標年次である2045（平成57）年においても、この値はほぼ同様に3,400人程度となっています（図表2.9参照）。

図表2.9 将来人口推計表

男女計	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総数	4,107	3,689	3,534	3,442	3,380	3,361	3,369	3,372	3,379	3,392	3,416
0～4歳	101	84	84	91	100	101	102	99	97	96	97
5～9歳	133	102	85	85	92	101	102	103	100	98	97
10～14歳	145	127	133	117	117	124	132	134	134	131	129
15～19歳	321	220	177	200	185	188	203	217	219	220	215
20～24歳	87	168	149	122	136	126	128	138	147	149	149
25～29歳	137	108	184	165	137	154	144	147	158	169	171
30～34歳	158	137	108	184	165	137	155	145	147	159	170
35～39歳	170	139	160	134	203	186	160	177	168	170	180
40～44歳	183	172	175	197	171	239	222	196	213	204	206
45～49歳	234	185	173	177	198	172	239	222	196	213	204
50～54歳	265	240	189	179	183	204	178	250	233	205	223
55～59歳	303	256	233	185	175	179	200	176	245	227	201
60～64歳	295	286	244	222	177	168	171	192	169	233	217
65～69歳	265	277	340	300	280	237	229	232	252	230	291
70～74歳	329	242	254	313	277	258	220	212	215	233	213
75～79歳	408	286	215	226	279	248	232	197	190	192	208
80～84歳	303	321	233	178	185	230	205	191	163	158	159
85～89歳	183	210	230	171	134	139	174	155	144	123	119
90歳以上	87	130	166	197	187	169	170	190	190	184	169
(再掲)0～14歳	379	313	302	293	309	326	337	335	331	325	324
(再掲)15～64歳	2,153	1,911	1,794	1,764	1,730	1,753	1,801	1,859	1,894	1,948	1,934
(再掲)65歳以上	1,575	1,466	1,438	1,385	1,341	1,282	1,231	1,178	1,154	1,120	1,159
(再掲)75歳以上	981	947	844	771	784	786	781	734	688	657	654

※赤枠は、現在と本計画の目標年次

※出典：十津川村まち・ひと・しごと創生総合総合戦略より

4 財政の現状と課題

本村の財政状況は、人口減少や人口構成の変化の影響により、村税の減収と扶助費の高止まりが予想されます。本計画の計画期間中（30年間）には、今後、多くの公共施設等が改修時期または更新時期を迎えることとなります。このため、維持更新コストの増加に対して必要な財源が不足することが予想されます。

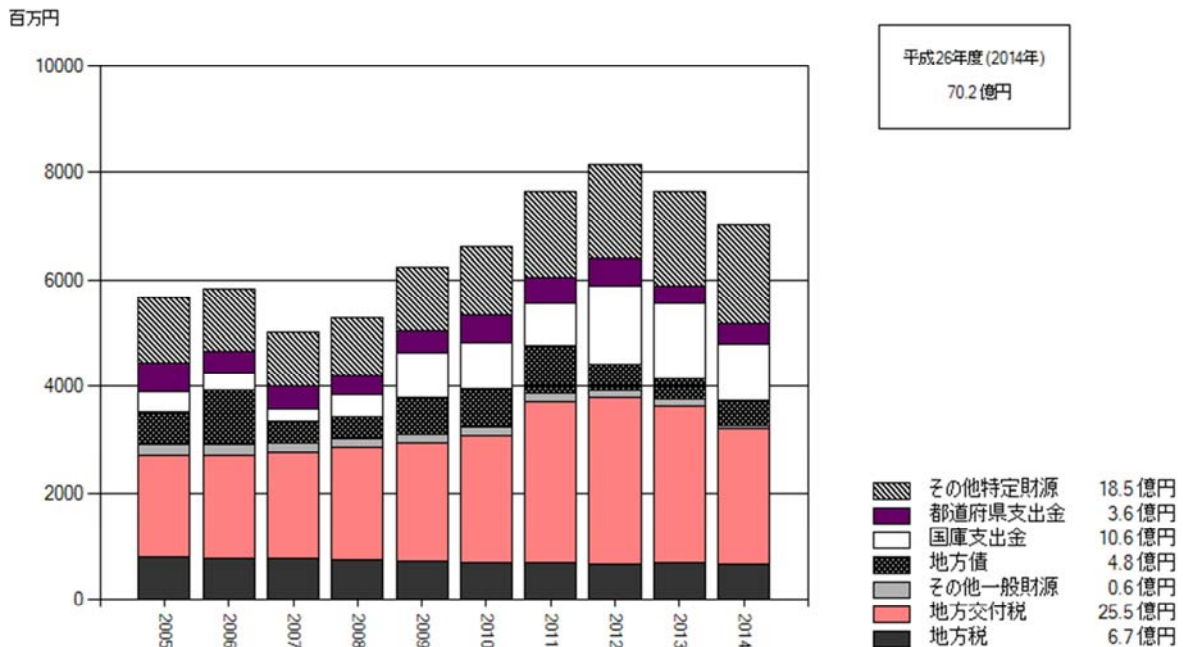
(1) 財政全般の現状と課題

財政の状況については、2014（平成26）年度の歳入は約70.2億円で、このうち自主財源である地方税は約6.7億円で、その占める割合は約10%となっています。地方税は、2005（平成17）年の約8.0億円から減少傾向が続いています（図表2.10参照）。

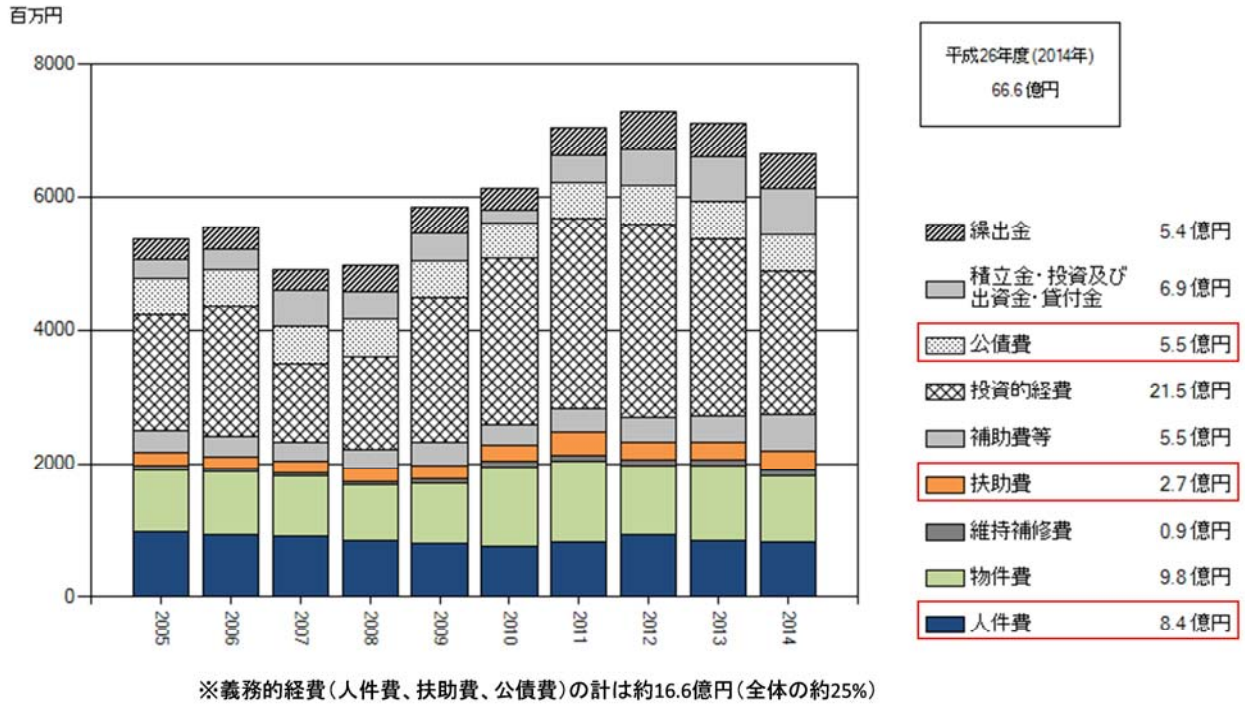
一方歳出は、約66.6億円で、このうち義務的経費の合計は約16.6億円となり、歳出に占める割合は約25%となっています（図表2.11、2.12参照）。

歳出のうち、人件費については約8.4億円で、減少傾向で推移しているものの、社会保障関係経費である扶助費は2.7億円で、高止まりの傾向が見られます。今後、高齢化が進むことを勘案すると、この傾向は継続するものと推察されます。（図表2.11参照）。

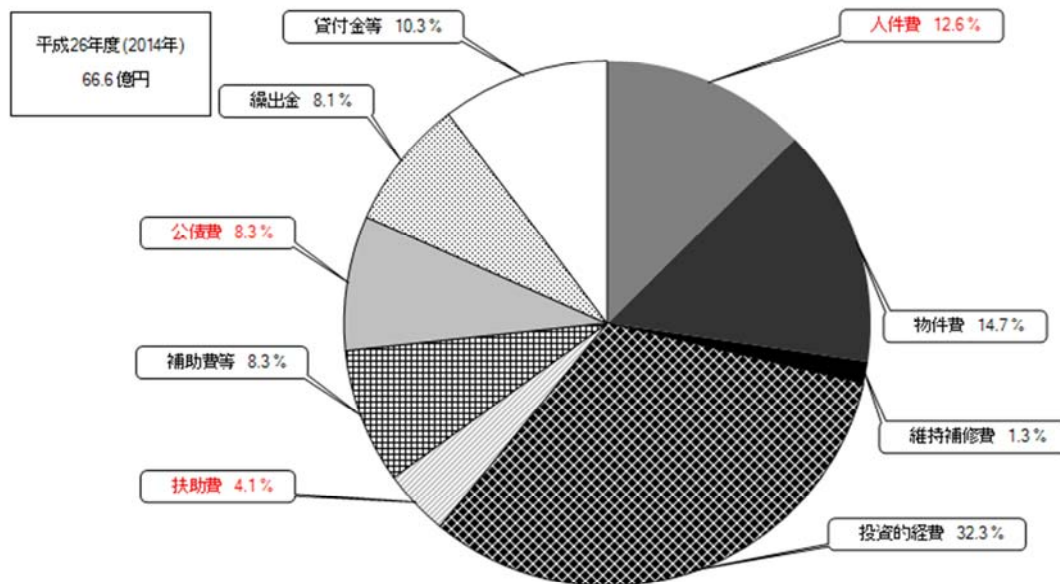
図表 2.10 歳入決算額の推移（普通会計決算）



図表 2.11 歳出決算額の推移（普通会計決算）

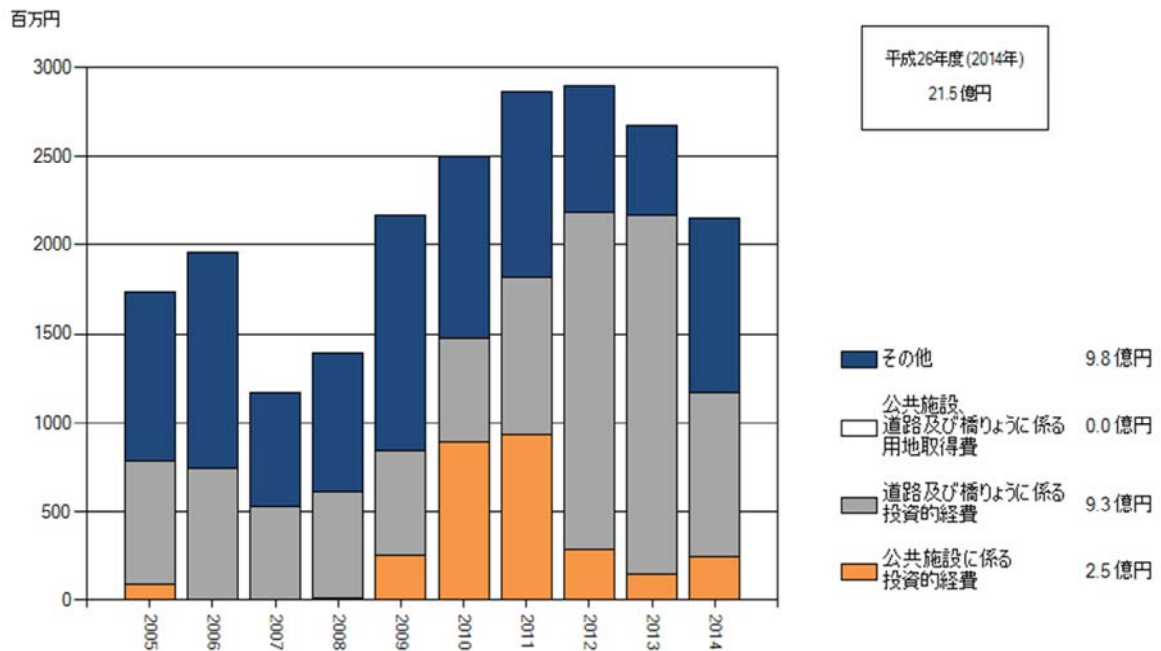


図表 2.12 歳出決算額の性質別内訳（普通会計決算）



投資的経費については、2014（平成26）年度で約21.5億円、このうち公共施設（公共建築物）に係るものとして、2010（平成22）年度、2011（平成23）年度には、十津川中学校などの建設で各年約9億円程度の支出が見られます（図2.13参照）。

図表 2.13 投資的経費の推移及び内訳（普通会計決算）



(2) 公共建築物の更新費用の推計

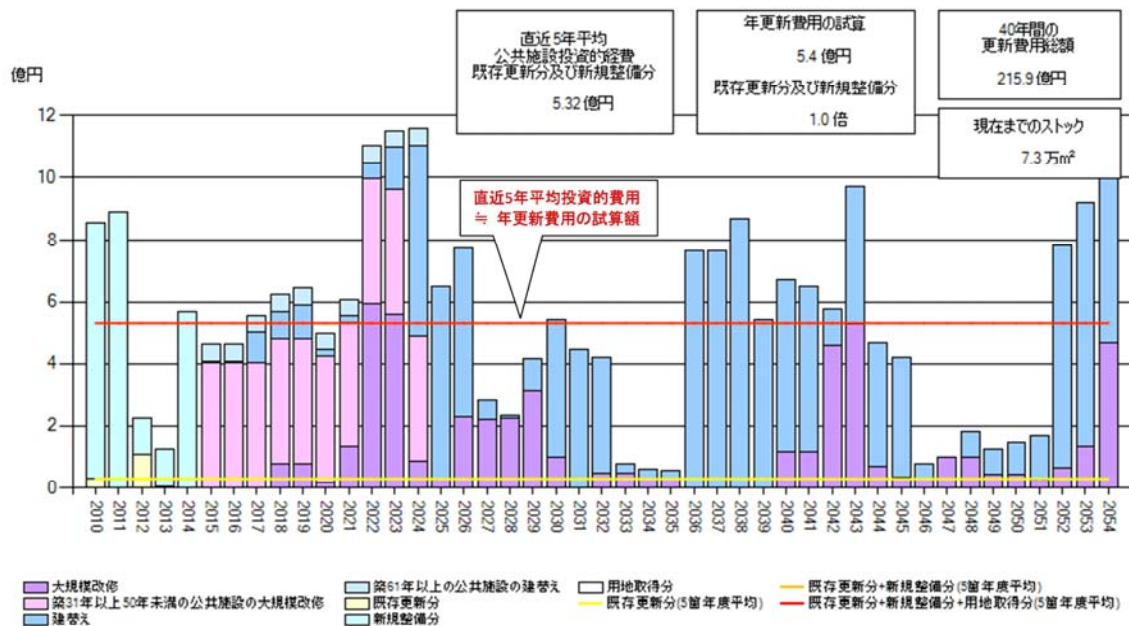
建築年別整備状況で示したとおり、本村の公共建築物は 1952（昭和 27）年頃から建築が始まり、特徴的なものとしては、1964（昭和 39）年の旧二村小学校、1970（昭和 45）年の十津川第一小学校、1976 年（昭和 51 年）の十津川村役場、1983 年（昭和 58 年）の十津川村体育文化センター、1992 年（平成 4 年）の衛生センター焼却場及び 2012 年（平成 24 年）の十津川中学校などがあります。

これらのうち、十津川村体育文化センター以前の建物は、現在、築 30 年を超えており、本計画の計画期間内（30 年間）には更新時期を迎えることとなります（図表 2.3 参照）。

このように、今後、本計画の計画期間内に多くの建物の改修費と更新費が必要となります。このことを投資額で確認して見ると、今後 40 年間（更新費用試算ソフトの算定期間）の更新費用の総額は約 215.9 億円で、年平均約 5.4 億円となります。一方、直近 5 年間 2010（平成 22）年～2014（平成 26）年の公共建築物に関わる投資的経費（既存更新分及び新規整備分）は、年平均で約 5.32 億円となっており、一見、将来費用が賄えるようにも見て取れます。

しかし、この期間には十津川中学校の建設や豪雨被害の復興住宅新築工事などの投資があるため、この値だけで将来を判断することはできません（図表 2.14 参照）。

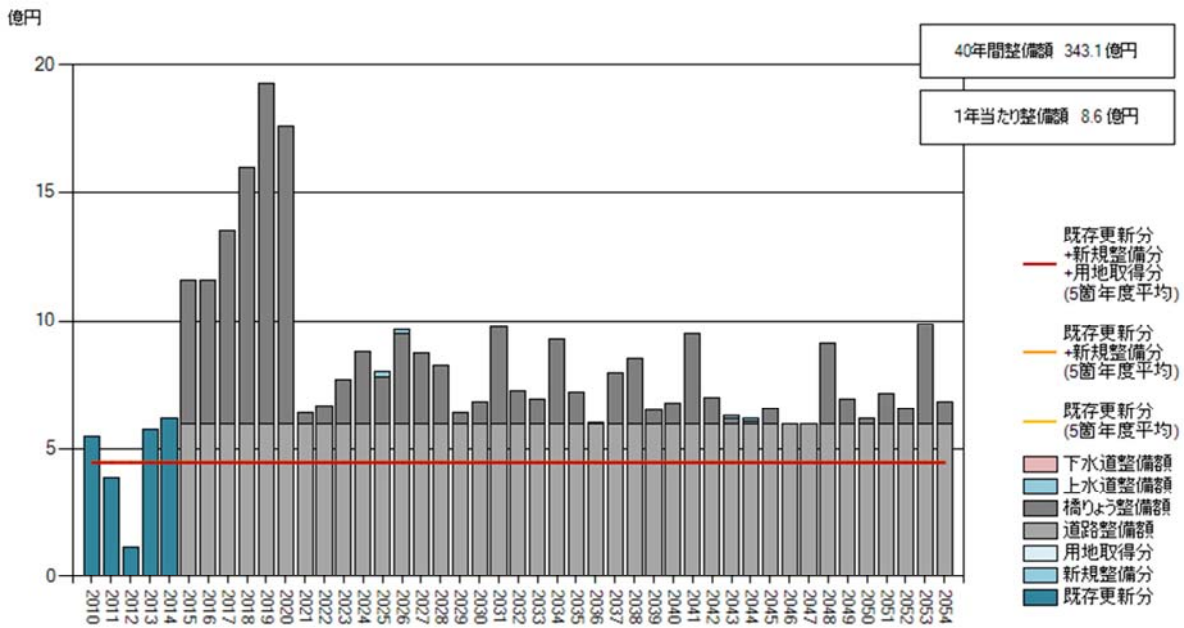
図表 2.14 将来更新費用の推計（公共建築物）



(3) インフラ資産の更新費用の推計

インフラ資産（主に道路及び橋りょう）の今後40年間の整備費の総額は約343.1億円で、年平均約8.6億円となります。インフラ資産についても公共建築物と同様に、将来必要となる改修費、更新等を賄うためには、長寿命化対策や維持管理費の効率化によるコスト削減等の施策を実施していくことが必要です（図表2.15参照）。

図表2.15 将来更新費用の推計（インフラ資産）



第3章 総合管理計画の基本方針

1 現況の問題点や課題に関する基本認識

これまでの検討を通じて、本村の現況や課題に関する基本認識は、概ね次のとおりです。

- 本計画の目標年次である2055（平成67年）の将来人口は、3,372人である。これは、2015（平成27）年の推計人口3,689人（社人研推計）の約91%に留まる見込みである。
- ただし、本村の人口ビジョンで示された人口に関して目指すべき将来の方向が実現できなければ、大幅な人口減少を余儀なくされる。
- 現在の公共施設等を全て更新する場合には、公共建築物で5.4億円、インフラ資産（主に道路及び橋りょう）で年間約8.6億円の費用が必要である。

すなわち、本村の重要課題である人口減少の克服に向けて、実効性のある地方創生の取組を進めていくとともに、一方で、人口動向を勘案しつつ長期的な視点を持って、公共施設等の長寿命化や施設の統廃合、機能転換等も含め、公共施設等の適正配置と有効活用及び財政負担の軽減・平準化に努め、安心・安全で利便性の高いサービスを両立させ、持続可能な地域を住民とともに創っていくことが必要不可欠です。

2 公共施設等マネジメントの基本原則

本村の公共施設等を取り巻く現況や課題に関する認識を踏まえ、持続可能な地域を住民とともに創っていくためのマネジメントの原則を次のとおり定めます（図表3.1参照）。

1. 新たな公共建築物整備の抑制

原則として新たな公共建築物の整備は行わないこととし、公共施設サービスの新たな需要がある場合には、既存施設の有効活用や代替サービス機能の提供を徹底することにより対応します。

2. 公共建築物保有量の段階的縮減と持続可能なマネジメント

公共施設保有量について財政規模や人口減少に見合う明確な目標を定め、段階的縮減を実施します。このことを実現するために、現在ある公共建築物の更新を行う場合は、更新費用のみならず維持・修繕費用も含めた費用対効果の面から本当に必要な施設かどうかを総合的に判断し、ひとつの施設に異なる複数の機能を持たせる複合化、類似した機能をひとつの施設に集める集約化、民間への移転、などあらゆる可能性を検討します。

これらのことを通じて、住民とともに全村的に最適な状況で次世代に継承できる持続可能な公共施設等のマネジメントを実施します。

3. 官民連携事業の推進

民間の保有する技術や資金、ノウハウを活用する官民連携事業についても積極的な活用を検討します。

4. 維持管理費・運営費の縮減

維持していく公共施設等については、維持管理費・運営費の縮減及び適切な受益者の負担の見直しを進めます。

5. 長寿命化の推進

維持していく公共施設等については、当該施設の耐用年数を超過して使用することを検討し、有効なものについては長寿命化対策を実施します。

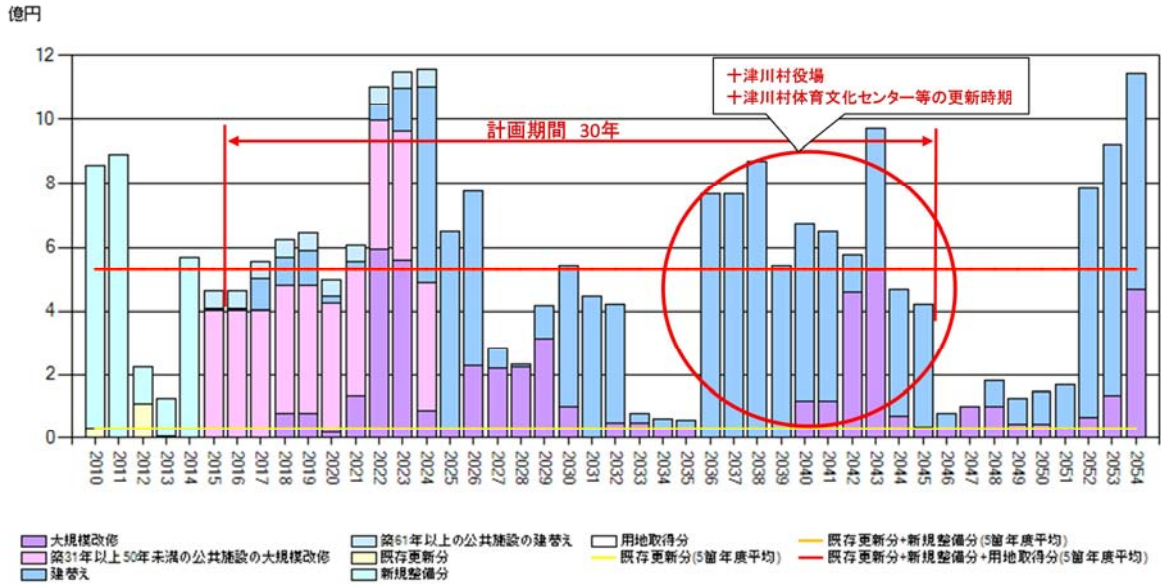
図表 3.1 公共施設等マネジメントの原則



3 計画期間

本計画の計画期間は、1976（昭和51年）年から1983（昭和58年）に建設された十津川村役場や十津川村体育文化センター等が更新（築後60年を想定）を迎える時期を包含することとして、平成28（2016）年度から平成57（2045）年度までの30年間とします（図表3.2参照）。

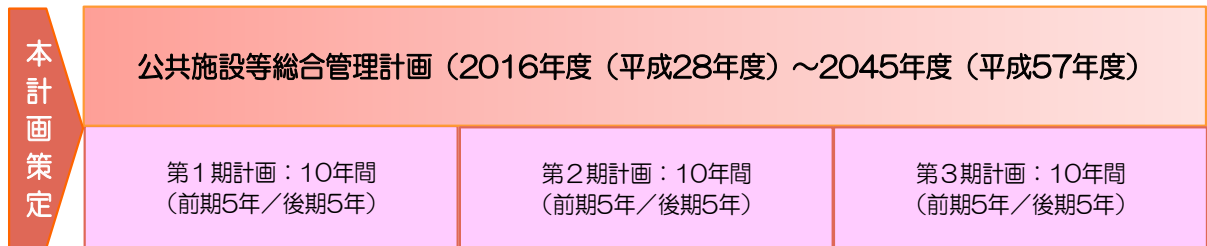
図表 3.2 計画期間



また、本計画の計画期間に対して10年毎に1期から3期までそれぞれ実施期間を定め、それぞれを前期と後期に分けてきめ細やかなマネジメントを行うこととします（図表 3.3参照）。

図表 3.3 実施期間

2015年度（平成27年度）



4 目標の設定

(1) 公共建築物の目標設定

公共建築物については、次の目標を定めます。

1. 本計画の目標年次である2045（平成57年）の将来人口（3,372人）が2015（平成27）年の推計人口3,689人の約9%減であることを踏まえ、計画期間中に延床面積の約9%縮減を最低目標として定めます。
2. 第1期から第3期までの実施期間ごとに財政状況と人口推計を見直し、上記の延床面積縮減の妥当性を検証します。
3. 官民連携手法の導入、コスト縮減、長寿命化、施設の複合化、集約化などの再編手法を積極的に導入します。

(2) インフラ資産の目標について

インフラ資産については、次の目標を定めます。

1. インフラ資産については、特に数値目標は定めませんが、国の定めた「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日）を踏まえて、各施設の長寿命化計画を定めて、安心・安全の確保と経費の縮減を進めます。
2. 本計画の計画期間には、技術の革新や新たな政策等によって、効果的・効率的な維持管理手法や広域化等の新たな制度が創出されてくることは明らかです。本村においても、国、県、近隣市町村とも連携しながら、そのような方向性に取り組みます。

図表 3.4 インフラ長寿命化基本計画概要

<p>○個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築 ○メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化 ○産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成</p>	
<p>1. 目指すべき姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全で強靱なインフラシステムの構築 ○統合的・一体的なインフラマネジメントの実現 ○メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化 <p>2. 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○インフラ機能の確実かつ効率的な確保 ○メンテナンス産業の育成 ○多様な施策・主体との連携 ➢ 防災・減災対策との連携による維持管理・更新を効率化 ➢ 政府・産学官、地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上 <p>3. 計画の策定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○インフラ長寿命化計画（行動計画） ○個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画） 	<p>4. 必要施策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> • 点検・診断：定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握等 • 修繕・更新：優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施等 • 基準類の整備：施設の特性等を踏まえたマニュアル等の整備、新たな見地の反映等 • 情報基盤の整備と活用：電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用等 • 新技術の開発・導入：ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用等 • 予算管理：新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化等 • 体制の構築：【国】技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実／【地方公共団体等】維持管理・更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的な活用／【民間企業】入札制度の改善等 • 法令等の整備：基準類の体系的な整備等 <p>5. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示 ➢ 計画のフォローアップの実施

※※「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）：2014年（平成26年）10月」を基に編集

5 公共建築物の再編について

公共建築物の再編は、本計画で定めた目的・目標等を起点に、施設カルテなどの施設情報データベースの構築及び評価を経て再編の実施展開へと進めていきます(図表 3.5 参照)。

図表 3.5 公共建築物の再編フロー

(1) 要求事項

- ア 本村の現状や課題の認識
- イ 公共施設等マネジメントの原則
- ウ 計画期間及び目標の設定

(2) 公共建築物の評価

- ア 建物評価
- イ コスト評価
- ウ 公共サービス評価



施設カルテ

(3) 公共建築物の再編実施

- ア 再編方針の検討
- イ 再編方針の決定
- エ 施設再編の実実施計画策定



公共建築物
の
再編実施

実施結果の
フィードバック



(1) 要求事項

本計画の要求事項は、第3章で定めたとおりです。延床面積9%の縮減を始めとする目標の達成に向けて、マネジメントの原則に則り、確実にできるものから実施し、その結果を振り返りながら新たな対策なども加味して目標の達成を目指します。

(2) 公共建築物の評価

公共建築物の評価では、施設カルテ等を基に既存施設の情報を共有し、施設の評価・分析を行います（図表 3.6 参照）。管理する項目は厳選し、データの取得などは可能な限り日常業務を通じて自動的に収集できる仕組みを構築します。

図表 3.6 主な評価項目例

区分	評価の内容等
(1) 建物評価	①安全性（耐震性、防火性、利用者の安全性） ②環境性（バリアフリー、利用者の快適性、周辺環境など） ③点検・診断等の結果（劣化状況、老朽度など）
(2) コスト評価	①収入（使用料・手数料等、事業収入など） ②維持管理費（光熱水費、委託料、使用料、修繕料など） ③運営費（人件費、指定管理料など） ④資本的支出（公有財産購入費、工事費など） ⑤減価償却費など
(3) 公共サービス評価	①利用状況（利用者数、稼働率、開館日数など） ②提供サービスの種類 ③提供サービスの種類、重複性など

実際の評価・分析は、先進地の事例、とりわけそれらの評価項目がどのような意思決定に活用されているかを確認し、本村に適合した方法を定めて維持します。

(3) 公共建築物の再編実施

ア 再編方針の検討

再編方針の検討では、施設の評価・分析を基に、住民との協働の中で再編の優先順位などを判断していきます。ここで指針となるのが「公共施設等マネジメントの原則」です。常に、この原則を念頭におき、全町的な視点を持って、各個別施設の再編方針を定めます。

イ 再編方針の決定

以上の検討を踏まえて、機能・サービスであれば、①拡充、②現状維持、③縮小、④休止・廃止、などの再編方針を決定します。また、建物であれば①改修、②現状維持、③更新・再編、④除却（廃止・解体を含む）、の方針を決定します（図表 3.7 参照）。

図表 3.7 既存施設の再編方針の決定

機能・サービス	建物
①拡充	①改修（規模縮小を含む）
②現状維持	②現状維持
③縮小	③更新・再編
④休止・廃止	④除却（廃止・解体を含む）

① 施設廃止・解体の場合の留意点

老朽化が著しい施設や利用度・稼働率が低い施設を中心に、その必要性を再検討し、必要性の乏しい公共サービスについては施設・機能ともに廃止します。廃止によって住民サービスの水準低下が伴う場合は、その必要度に応じて代替サービス等を検討します。

② 施設更新の場合の留意点

施設の更新を行う場合は、施設の評価結果を踏まえて、その理由や目的を明確にするとともに、土地や建物について、単独更新以外の統合や複合化についても検討するなど、必ず再編等手法との整合を図ります。

ウ 施設再編の実施計画策定

施設再編の実施展開では、優先順位に従って、実施時期、実施手法、実施費用、削減効果等の実施計画を定めて実施します。

6 施設再編の実施手法について

以上の検討を経て、具体的な再編実施手法を選定します（図表 3.8 参照）。ここで、（１）共通手法は、全ての利活用施設の運用等に適用される共通の手法です。また、（２）個別手法は、公共サービスを休止・廃止する場合と、公共サービスの提供を継続するために既存施設の更新を行う場合に大別されます。

図表 3.8 再編実施手法

区 分	再編実施手法	量的効果			質的効果			
		面積	建設コスト	維持コスト	サービス向上	まちづくり効果	民間利益拡大	
(1) 共通手法	①官民連携手法等	○	○	○	○	○	○	
	②コスト縮減			○				
	③長寿命化	○	○					
	④受益者負担の見直し			○				
(2) 個別手法	公共サービス機能の休止・廃止	⑤用途変更		○			○	
		⑥跡地活用		○			○	
		⑦民間活用・住民譲渡	○	○	○	○	○	○
		⑧代替・補完サービス	○	○	○	○	○	○
	公共サービス機能の継続	⑨改修（規模縮小を含む）	○		○	○		
		⑩複合化（多機能化）	○		○		○	
		⑪集約化	○		○		○	
		⑫広域化			○	○	○	

(1) 共通手法

施設運用等について全てに共通する手法を整理します。

①官民連携手法等

官民連携手法等は、PPP（Public Private Partnership）やPFI（Private Finance Initiative）など、民間の資金やアイデア、活力などを公共サービスに活かす手法です。

（図表 3.11 参照）。

図表 3.11 官民連携手法について

PPP Public Private Partnership	官民連携または公民連携と呼ばれる。PPP は官民連携の包括的な概念で民間事業者の関与度合いや資産保有形態によっていくつかの手法に分かれる。
PFI Private Finance Initiative	民間資金による社会資本整備。民間の資金やノウハウを活用した社会資本整備手法。PFIにはサービス購入型、独立採算型、混合型などがある。
指定管理者制度	公共施設の管理・運営を民間企業やNPOに包括的に代行させる制度。
包括的業務委託	地方公団体が行政責任を果たす上で、必要な監督権等を留保したうえで、その業務を包括的に民間(個人も含む)に委託することで公共施設を運営する。

②コスト縮減

光熱水費、人件費等の削減、運営の効率化等によりコスト縮減を図ります。

③長寿命化

長寿命化とは、老朽化した建物の構造・設備・機能等の耐久性を高め、建物自体をできるだけ長く利用する手法です。本村においても、建物の更新時期を原則として大規模改修を経て60年としながらも、施設の状況や施設が果たす機能を総合的に勘案したうえで、有効なものについてはその期間80年まで延伸することを検討します。

④受益者負担の見直し

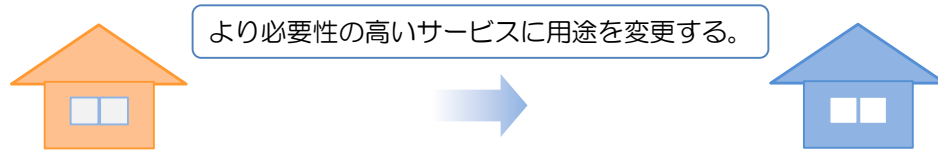
施設の利活用に関連して個別の施設使用料（受益者負担）の適正化を検討します。

(2) 施設の再編手法等（公共サービス機能の休止・廃止）

公共サービスを縮小、休止・廃止し、既存施設を活用する場合や既存施設を処分する場合の手法を整理します。

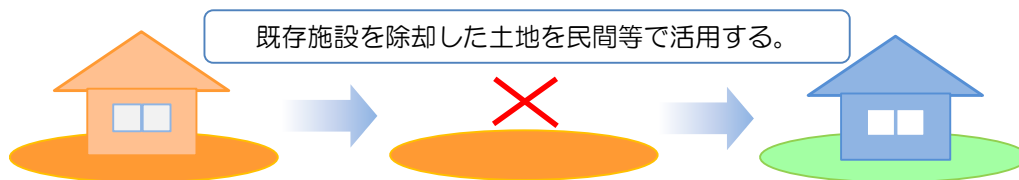
⑤用途変更

用途変更は、既存施設の全体あるいは一部を他の用途へ変更し有効活用する手法です。施設カルテ等により、余剰の公共施設や公共施設内の空き部屋等の状況を把握しておき、これにより別途、必要性が高まったサービスや不足サービスを補うことを検討します。



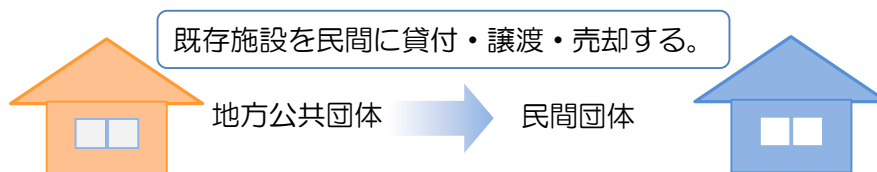
⑥跡地活用

跡地活用は、施設の統廃合等によって既存施設が除却されるなどして発生した跡地に新たな機能を導入して活用する手法です。これには、民間活用や売却も含まれます。



⑦民間活用

民間活用は、施設を民間に貸付・譲渡または売却し、住民には民間施設として利用してもらうことを指します。



⑧代替・補完サービス

代替サービスは、これまで施設が提供していた公共サービスを、ITなどを利用して別の方法により提供する方法です。また、補完サービスは、施設の統廃合によりサービスを提供する施設そのものの数が減ることによる不便さを補うサービスを指します。

面積の広い本村において、バスやデマンドタクシーなどの住民の足を助ける手法は補完サービスと考えることができます。このようなサービスを駆使して、施設総量の縮減に伴うサービス機能の低下を防ぎます。

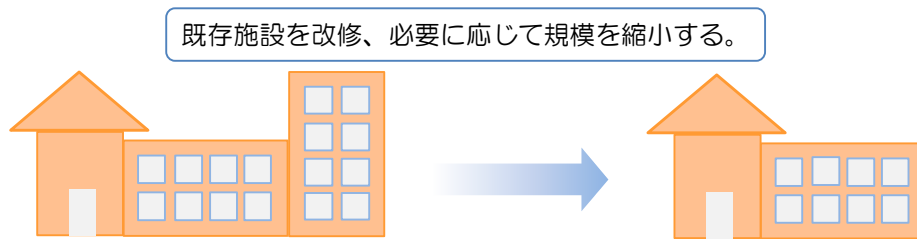


(3) 施設の再編等手法（公共サービス機能の継続）

公共サービスの提供を継続するための既存施設の改築、更新を行う場合の手法を整理します。

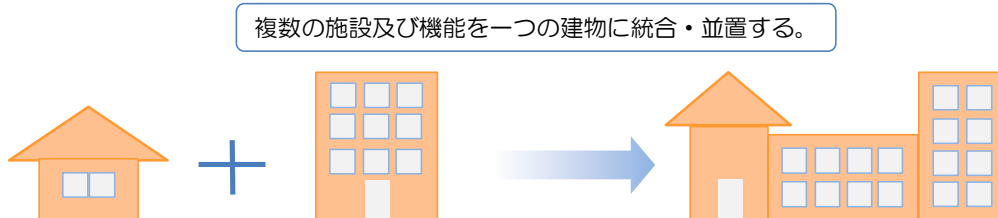
⑨改修（規模縮小を含む）

改修は、必要機能に応じて行いますが、必要規模を見直し、必要に応じてそれを縮小することにより、総量及び維持管理コストの縮減を実現します。



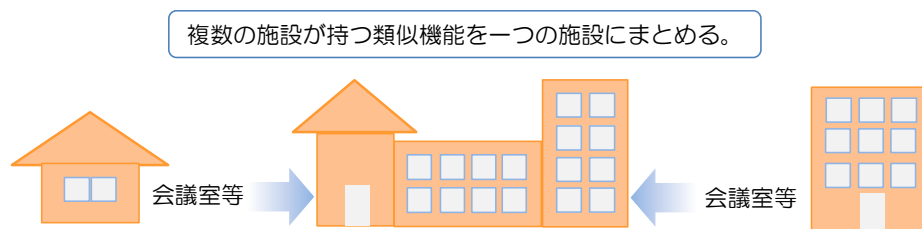
⑩複合化

複合化は、複数の施設及びサービス機能を一つの建物に統合・並置する手法です。このことにより、エントランスや通路、会議室、給湯室、トイレなど共用部分をもって整備するため、その分整備費や運営費を縮減することができます。



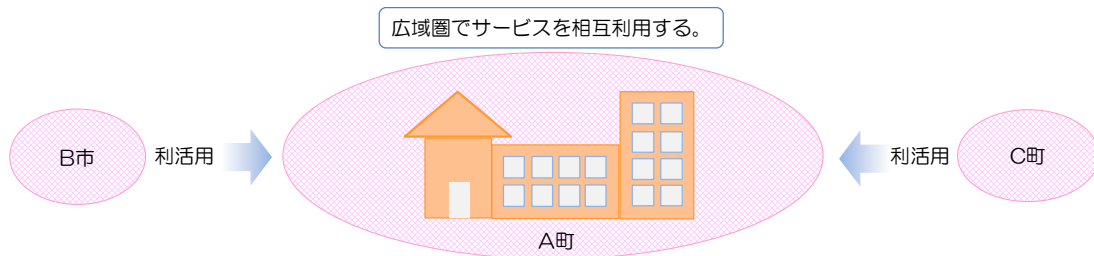
⑪集約化

集約化は、複数の施設に跨るサービス機能群を個々の機能に細分化し、再構成したうえで一つの建物等に纏める手法です。たとえば、会議室は、公民館、集会所などのほか庁舎や学校にも存在します。これらの稼働率を勘案しながら全体として必要な量に縮減していくことを検討します。



⑫広域化

広域化は、村外の住民も利用可能な施設を広域で役割分担してサービス提供を行う手法です。広域化には、自ら施設を所有し広域に対してサービスを提供する場合と施設を所有せずにサービス提供を受ける場合が考えられますが、面積の広い本村においては、その有効性を十分に検証する必要があります。



7 維持・運営の実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

建物について、定期的に点検・診断し、経年による劣化状況や外的負荷による性能低下状況及び管理状況を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等について評価を行い、施設間における保全の優先度についての判断等を行います。

法定点検については、一級建築士やその他の専門知識を持つ有資格者が実施することが義務付けられていますが、専門的な知識を必要としない点検などは、各建物の管理者が自主的に行えるようマニュアル整備を行い実施することも検討します。

(2) 維持管理・修繕の実施方針

施設の重要度や劣化状況に応じて優先度をつけ、計画的な維持管理・修繕・更新等を行う予防保全を導入することにより、施設の性能維持、安全性を確保するとともに、維持管理コストの縮減や平準化を図ります。

ここで、対症療法的に劣化箇所を補修するのが事後保全にあたり、施設の劣化が進む前に対策を施すことで健全な状態を維持するが予防保全にあたります。

予防保全は定期的な対策により大掛かりな補修を抑えることでコスト縮減を目的としています。とりわけ、建物外壁の劣化（特に割れ・爆裂、塗装の剥がれ・膨れ・磨耗）などは、雨水の侵入など建物に大きなダメージを及ぼすことも多いため、施設管理者による日常的な点検と進行速度の監視を行い、早期に対策を講じることが大切です。また、機械・電気設備やエレベーター、火災報知器や煙感知器などの防災設備は、対処療法的な事後保全ではなく予防保全が必要です。

一方で、放置していても支障のないものについては、事後保全として施設への投資費用を抑制することも必要です。

以上を踏まえ、予防保全を基本としながら各施設の状況と専門家の意見等も反映して費用対効果の高い維持管理・修繕を行います。

(3) 安全確保の実施方針

施設の安全確保に関わる評価を実施し、危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。

既に役割を終え、今後、利活用することのない公共施設等については、周辺施設や住環境に及ぼす影響や住民の安全・安心を考慮し、早期に解体、除却します。

(4) 耐震化の実施方針

1981（昭和56）年以前に建築された建物（旧耐震基準）については、計画的に耐震診断を実施し、災害時に住民が利用する施設や災害対策活動の拠点・避難所となる施設、ライフライン関連施設など、地震発生による人命への重大な被害や住民生活への深刻な影響を及ぼす恐れのある施設については、優先的に耐震対策を行います。

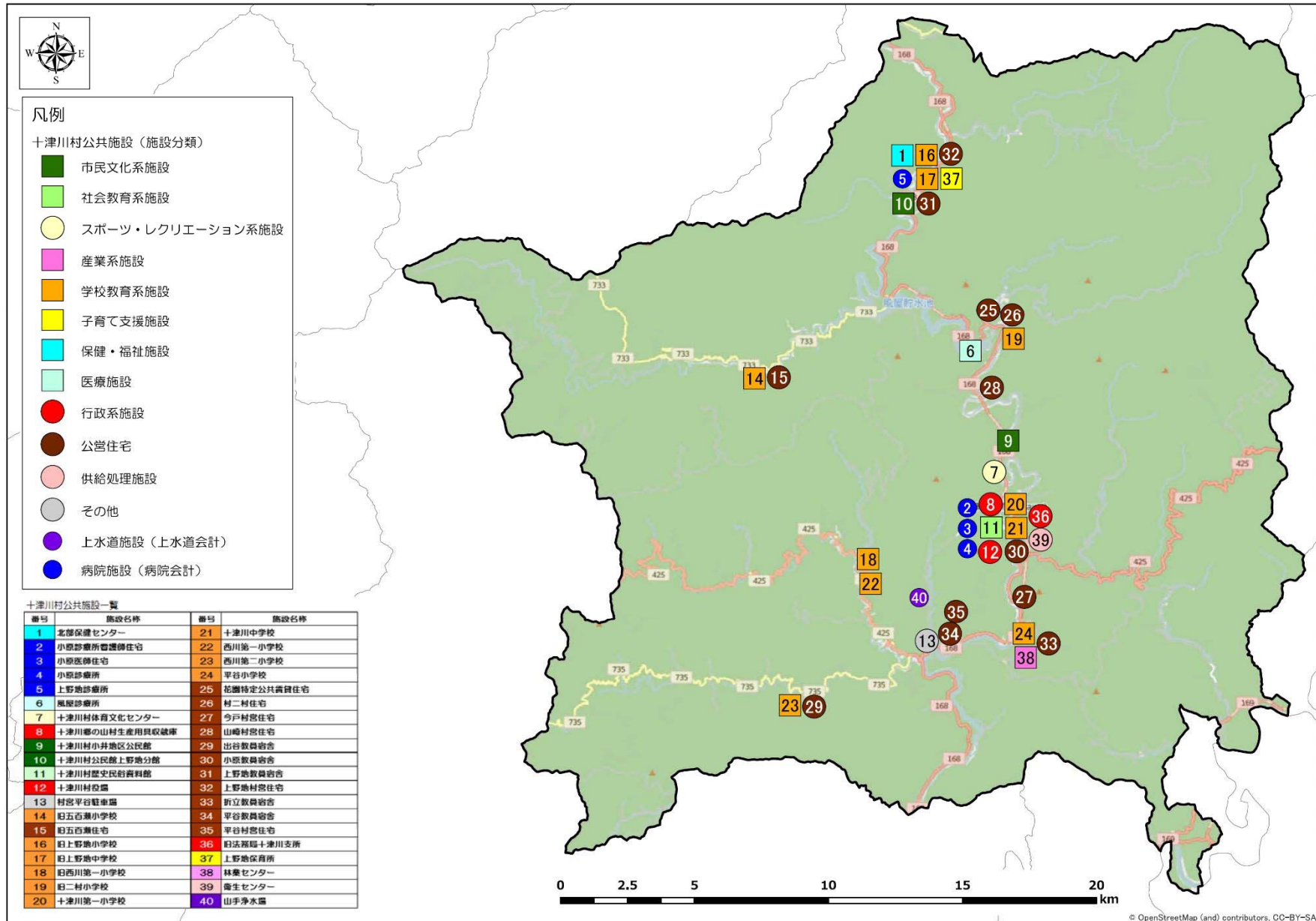
第4章 公共施設等再編の方向性

1 公共建築物の再配置方針

公共施設の立地検討の際は、公共建築物を一定のエリアにコンパクトに集積させることが有効です。すなわち、公共施設の更新・大規模改修等や統廃合の検討に当たっては、村の中心部（中心拠点）や集落の集積している地域（生活拠点）の設置された施設（または機能）を優先することとし、拠点外の施設は、可能な限り拠点内の施設との複合化や集約化を検討します。

これらのことに加え、災害のリスクを減らすインフラの強靱化等によるハード対策と、それを補う被害防止や軽減活動などのソフト対策と併せて、防災拠点、指定避難所などの防災対策の中心的な施設の見直しを行い、災害に備えた防災・減災まちづくりを進めます。

図表 4.1 主な公共建築物の配置



2 公共建築物のマネジメント方針

全ての公共建築物について、「第3章 7維持・運営の実施方針」で示したとおり、今ある施設は、適切な点検・診断等及び耐震化を含む維持管理・修繕を実施し、大切に使用します。

また、建替え時期が到来した段階では、「第3章 5公共建築物の再編について」で示したとおり、その施設の評価（建物、コスト、公共サービス）に基づき、機能・サービスの優先度や提供範囲を再確認し、施設の除却（廃止・解体等を含む）も含めた再編の実施を行います。

図表 4.2 公共建築物一覧

番号	施設名	大分類	建築年度	築年数	総延床面積(m ²)	位置図番号
1	十津川村小井地区公民館	住民文化系施設			294	9
2	十津川村公民館上野地分館	住民文化系施設	1976	39	319	10
3	十津川村谷垣内地区公民館	住民文化系施設	1982	33	298	
4	十津川村迫西川地区公民館	住民文化系施設	1980	35	200	
5	十津川村歴史民俗資料館	社会教育系施設	1981	34	2,676	11
6	西川大踊保存会詰所	社会教育系施設			60	
7	十津川村体育文化センター	スポーツ・レクリエーション系施設	1983	32	8,009	7
8	プール管理棟	スポーツ・レクリエーション系施設			188	
9	十津川の森 木灯館	産業系施設	2012	3	178	
10	林業センター	産業系施設	1979	36	871	38
11	木材加工施設	産業系施設	1988	27	1,119	
12	旧葛川小学校	学校教育系施設			6,370	
13	旧五百瀬小学校	学校教育系施設	1963	52	1,864	14
14	旧上野地小学校	学校教育系施設			188	16
15	旧上野地中学校	学校教育系施設	1954	61	2,984	17
16	旧西川第一小学校	学校教育系施設	1964	51	1,484	18
17	旧二村小学校	学校教育系施設	1964	51	1,509	19
18	十津川第一小学校	学校教育系施設	1970	45	1,990	20
19	十津川中学校	学校教育系施設	2012	3	5,136	21
20	西川第一小学校	学校教育系施設	1964	51	2,077	22
21	西川第二小学校	学校教育系施設	1970	45	1,251	23
22	迫西川小学校	学校教育系施設	1993	22	680	
23	平谷小学校	学校教育系施設	1952	63	3,083	24
24	上野地保育所	子育て支援施設			530	37
25	北部保健センター	保健・福祉施設	1992	23	1,444	1
26	風屋診療所	医療施設	1978	37	65	6
27	旧田戸診療所	医療施設			187	
28	旧風屋診療室	医療施設			130	
29	十津川郷の山村生産用具収蔵庫	行政系施設	1996	19	2,216	8
30	十津川村役場	行政系施設	1976	39	6,739	12
31	旧法務局十津川支所	行政系施設	1984	31	775	36
32	旧五百瀬住宅	公営住宅	1976	39	291	15
33	猿飼村営住宅	公営住宅	2013	2	607	
34	花園特定公共賃貸住宅	公営住宅	1995	20	265	25

番号	施設名	大分類	建築年度	築年数	総延床面積(m ²)	位置図番号
35	村二村住宅	公営住宅	1963	52	115	26
36	今戸村営住宅	公営住宅	1996	19	79	27
37	山崎村営住宅	公営住宅	1983	32	195	28
38	山崎教員宿舎	公営住宅	1994	21	193	29
39	十津川村復興モデル住宅	公営住宅			145	
40	出谷教員宿舎	公営住宅	1969	46	120	
41	小原教員宿舎	公営住宅	1969	46	367	30
42	小原村営住宅	公営住宅	2004	11	375	
43	上野地教員宿舎	公営住宅	1966	49	298	31
44	上野地村営住宅	公営住宅	1996	19	155	32
45	西川教員宿舎	公営住宅	1965	50	402	
46	折立教員宿舎	公営住宅	1956	59	284	33
47	村高森住宅	公営住宅			0	
48	村上野地住宅	公営住宅	1965	50	242	
49	村西川住宅	公営住宅	1966	49	82	
50	谷瀬村営住宅	公営住宅	2013	2	233	
51	平谷教員宿舎	公営住宅	1992	23	413	34
52	平谷村営住宅	公営住宅	1992	23	80	35
53	倉庫	公園			129	
54	衛生センター	供給処理施設	1979	36	6,932	39
55	上野地看護師宿舎	その他	1993	22	196	
56	猿飼職員住宅	その他	1998	17	154	
57	果無駐車場	その他			19	
58	旧 NTT 住宅	その他	1984	31	75	
59	旧 NTT 小原住宅	その他	1972	43	140	
60	旧関西電力住宅	その他			76	
61	村営平谷駐車場	その他	1998	17	1,945	13
62	小原診療所看護師住宅	病院施設	1979	36	168	2
63	小原医師住宅	病院施設			286	3
64	湯之原医師住宅	病院施設			754	
65	武蔵看護師宿舎	病院施設			76	
66	小原診療所	病院施設	1978	37	2,475	4
67	上野地診療所	病院施設	1992	23	970	5

3 インフラ資産のマネジメント方針

(1) 橋りょう

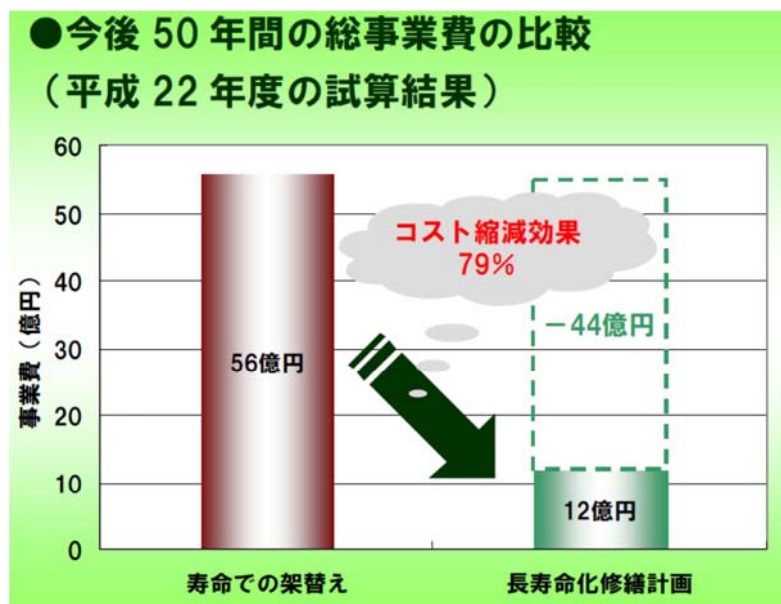
本村では、平成 22 年度に 43 橋を対象に「十津川村橋梁長寿命化修繕計画（平成 22 年度）」（以下「本長寿命化計画」という。）を策定しました。

この計画によると、本村が管理する計画対象橋りょうの多くは高度経済成長期に建設されており、20 年後には高齢化橋りょうが全体の約 8 割を占めます。橋りょうは、建設後 50 年を経過することで想定していなかった劣化・損傷の危険性が高まり、修繕や架替えに要する経費の増加が見込まれます。

本村では、本長寿命化計画に基づき安全で安心して利用できる道路ネットワークを確保するため、橋梁点検により管理橋梁の現状を把握し、計画的かつ予防的な修繕を実施することによって橋梁の長寿命化を図ります。

なお、本長寿命化計画に基づいて適切な時期に対策を実施することによって、寿命での架替えを実施した場合と比べて、約 8 割のコスト縮減が見込まれます。

図表 4.3 長寿命化修繕計画の効果



※出典：「十津川村橋梁長寿命化修繕計画」より

(2) 上水道施設

上水道施設についても適正な維持管理及び運用を図ります。

第5章 基本計画の展開について

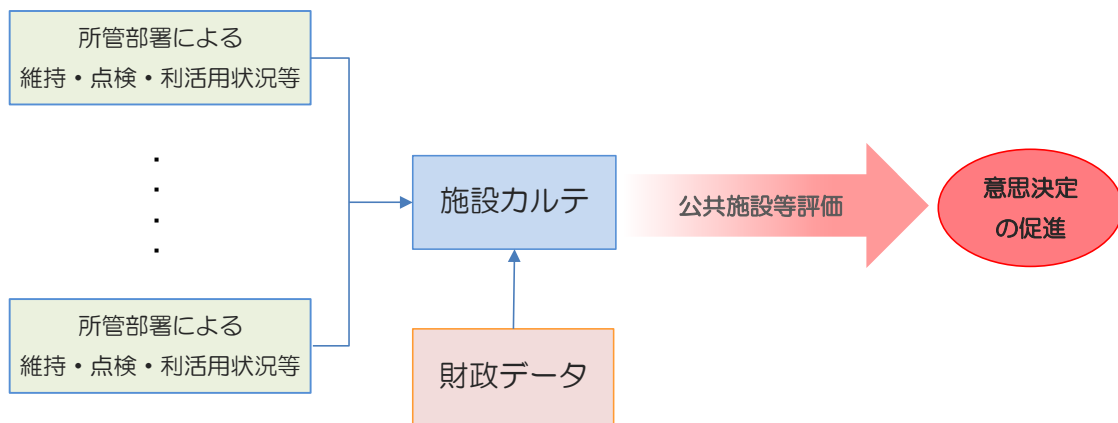
1 総合管理計画の推進体制

(1) 全庁的な取組体制

本計画の推進にあたっては、財政状況と人口見通しを勘案し、公共施設等を一元的に管理しながら、目標達成に向けて組織横断的なマネジメントを展開します。

また、公共施設等のマネジメントを効果的に実施していくために、関係各部署が管理するデータをそれぞれの部門から収集するとともに、施設カルテとして一元管理し、財政データとも連携して全庁的な意思決定を促す仕組みを創出します（図表 5.1 参照）。

図表 5.2 情報管理・共有方策



(2) 職員の意識改革

職員一人ひとりが公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み、住民サービスの向上のために創意工夫を実践していくことが重要です。このことを踏まえて必要なカリキュラムを整備し、職員研修を計画的に実施します。

(3) 関係者との協働

公共施設等のマネジメントには、行政、民間企業及び住民が密接に関わるため、この3者の合意形成が極めて重要です。そのため、施設カルテ等を通じて情報公開を進めるとともに、人との「対話」を重視し、自らの意見を言い合える場づくりを進め、民間企業や住民の声から地域や公共施設等の抱える潜在的な課題やニーズを顕在化させ、関係者との協働による効果的なマネジメントの実現を目指します。

(4) アウトソーシングの推進体制

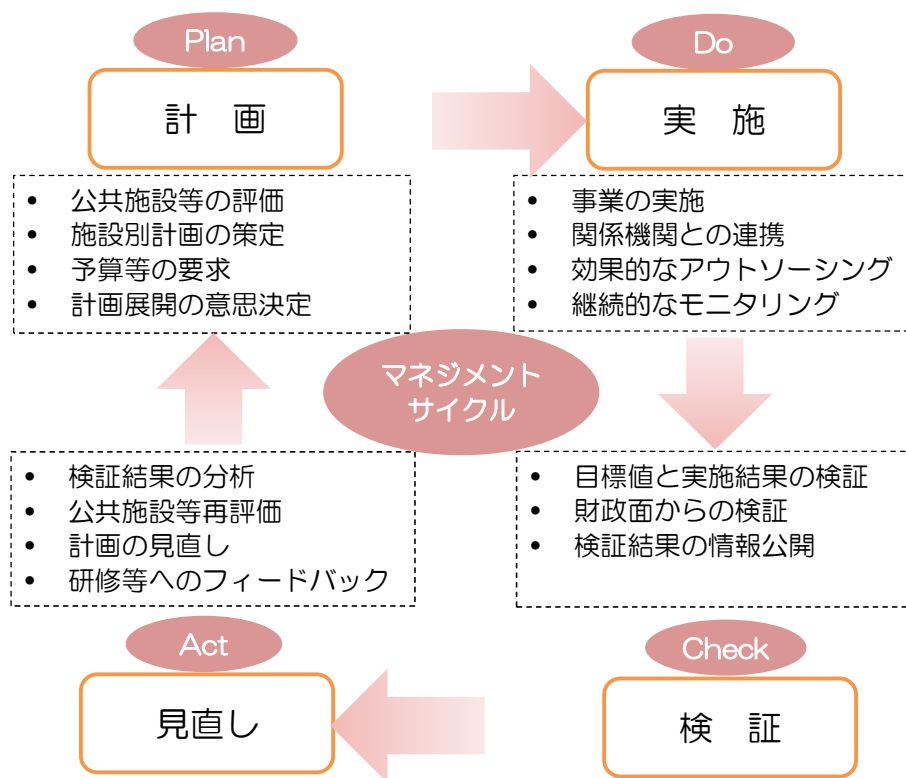
多数の施設の健全性を正しく評価し、迅速かつ的確に必要な措置を講ずるためには、適切な技術力を持つ者に委託することも効率的な方策です。本村においても専門的な技術力やマンパワーを補うために、民間企業にアウトソーシングすることを検討します。

2 公共施設マネジメントサイクルの形成について

本計画において公共施設等の総量縮減を含む再配置等を進めていくためには、村が保有する資産規模、資産の老朽化度合い、調達財源を示す負債規模といった現況を理解し、将来世代における課題も勘案したうえで、住民とともに実践していきます。

このような観点から、本計画の展開においては、次のようなサイクルでマネジメントを機能させます（図表 5.3 参照）。

図表 5.3 本計画のマネジメントサイクル



3 本計画の検証について

(1) 評価指標について

本計画では、実施計画を通じて次のような評価指標を検討します（図表 5.4 参照）。

図表 5.4 評価指標

視点	評価指標（KPI）	目標値
全体の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 総延床面積の縮減 ✓ 維持管理・運営費のコスト縮減 ✓ 長寿命化・予防保全等の効果 ✓ 土地売却・貸付、収入効果 ✓ 代替サービスの開発 	✓ 詳細は実施計画において定める。
個々の施設の在り方	✓ 利用者数、利用者満足度など	

(2) 財政側面からのマネジメント支援について

既存の財政的公表指標を整理・活用することによって、本計画を財政面からも検証・確認することが可能となります。すなわち、公共施設等のマネジメントが財政的課題の解決を図る観点、いわば公共施設等が財政に与えている影響を随時検証し、持続可能な水準にあるか否かを検討します（図表 5.5 参照）。

図表 5.5 基本計画の進捗を財政面から検証するための指標例

目的：財務的視点	検証・確認すべき指標
① 財政規律の堅持 ：健全性（ストック&フロー）	<u>健全化判断比率</u> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 実質赤字比率 ✓ 連結実質赤字比率 ✓ 実質公債費比率 ✓ 公営企業資金不足比率 ✓ 将来負担比率
：世代間公平性（ストック）	住民一人当たり連結有利子負債残高（万円） 社会資本形成の世代間負担比率 （有利子負債÷公共資産）：連結
② 資産の継承 ：資産形成度（ストック）	資産老朽化比率
③ 高品質な財政運営 ：弾力性（フロー）	経常収支比率
	公債費負担比率

第6章 資料編

1 更新費用算定の根拠

本村の公共施設等の更新費用の推計にあたっては、総務省提供の「公共施設等更新費用試算ソフト」（以下「試算ソフト」という。）を使用して行います。また、推計の条件は、試算ソフトの初期設定値を用いています。これらの初期設定値は、2011年（平成23年）3月に総務省監修の下、日本財団の助成を受けて財団法人自治総合センターが行った「公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究」に基づくものです（図表 6.1.1、6.1.2 参照）。

なお、試算期間は、40年度分としています。

図表 6.1.1 公共建築物の更新費用推計条件

基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 公共建築物の大分類ごとに、建替え、大規模改修について、更新年数経過後に現在と同じ延べ床面積等で更新すると仮定し、延べ床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算する。 		
数量について	<ul style="list-style-type: none"> 公共建築物の過去の年度ごとの延べ床面積を用いる。 1950年（昭和25年）以前の施設については、合計した延べ床面積を用いる。 		
更新（建替え）	<ul style="list-style-type: none"> 更新年数：建設年から60年目に建替えることとしている。 建替え期間：単年度に建替えの負担が集中しないように建替え期間を3年としている（59年目～61年目）。 積み残し処理を割り当てる年数：試算時点で更新年数を既に経過し、建替えられなくてはならないはずの施設が、建替えられずに残されている場合に、積み残しを処理する年数を10年としている。 		
大規模改修	<ul style="list-style-type: none"> 実施年数：建設年から30年目に大規模改修を行うこととしている。 修繕期間：単年度に大規模改修の負担が集中しないように修繕期間を2年としている（29年目～30年目）。 積み残し処理を割り当てる年数：試算時点で改修実施年数を既に経過し、大規模改修されなくてはならないはずの施設が、大規模改修されずに残されている場合に、積み残しを処理する年数を10年としている。ただし、建設時より51年以上経ているものについては建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えると仮定している。 		
	対象施設類型	更新（建替え）単価	大規模改修単価
	市民文化系、社会教育系、行政系等施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	スポーツ・レクリエーション系等施設	36万円/㎡	20万円/㎡
	学校教育系、子育て支援施設等	33万円/㎡	17万円/㎡
	公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡

※大規模改修の単価は、建替えの約6割で想定するのが一般的とされているため、この想定単価を設定している。

図表 6.1.2 インフラ資産の更新費用推計条件

インフラ資産名	分類	更新年数	更新単価
道 路	一般道路	15 年	4.7 千円/㎡
	自転車歩行者道		2.7 千円/㎡
橋りょう	PC 橋	60 年	425 千円/㎡
	RC 橋		425 千円/㎡
	鋼橋		500 千円/㎡
	石橋		425 千円/㎡
	木橋その他		425 千円/㎡
上水道	導水管 300mm 未満	40 年	100 千円/m
	// 300~500mm 未満		114 千円/m
	// 500~1000mm 未満		161 千円/m
	// 1000~1500mm 未満		345 千円/m
	// 1500~2000mm 未満		742 千円/m
	// 2000mm 以上		923 千円/m
	送水管 300mm 未満		100 千円/m
	// 300~500mm 未満		114 千円/m
	// 500~1000mm 未満		161 千円/m
	// 1000~1500mm 未満		345 千円/m
	// 1500~2000 満		742 千円/m
	// 2000mm 以上		923 千円/m
	配水管 150mm 以下		97 千円/m
	// 200mm 以下		100 千円/m
	// 250mm 以下		103 千円/m
	// 300mm 以下		106 千円/m
	// 350mm 以下		111 千円/m
	// 400mm 以下		116 千円/m
	// 450mm 以下		121 千円/m
	// 500mm 以下		128 千円/m
	// 550mm 以下		128 千円/m
	// 600mm 以下		142 千円/m
	// 700mm 以下		158 千円/m
	// 800mm 以下		178 千円/m
	// 900mm 以下		199 千円/m
	// 1000mm 以下		224 千円/m
	// 1100mm 以下		250 千円/m
	// 1200mm 以下		279 千円/m
	// 1350mm 以下		628 千円/m
	// 1500mm 以下		678 千円/m
// 1650mm 以下	738 千円/m		
// 1800mm 以下	810 千円/m		
// 2000mm 以上	923 千円/m		
下水道	管径 250mm 以下	50 年	61 千円/m
	管径 251~500mm 以下		116 千円/m
	管径 501mm~1000mm 以下		295 千円/m
	管径 1001~2000mm 以下		749 千円/m
	管径 2001mm~3000mm 以下		1,680 千円/m
	管径 3001mm 以上		2,347 千円/m

。

2 官民連携の解説

(1) 官民連携手法について

官民連携手法には、PPP（Public Private Partnership）、PFI（Private Finance Initiative）、指定管理者制度といった様々な手法があり、また、それらの手法には民間事業者の関与度合いや資産保有形態によっていくつかの方式に分かれます（図表 6.2.1 参照）。

図表 6.2.1 官民連携手法

官民連携手法	事業方式等
PPP Public Private Partnership	官民連携または公民連携と呼ばれる。PPP は官民連携の包括的な概念で民間事業者の関与度合いや資産保有形態によっていくつかの整備手法に分かれる。以下に示す PFI、指定管理者制度、包括的業務委託も PPP の手法の一つに位置づけられる。
PFI Private Finance Initiative	民間資金による社会資本整備。民間の資金やノウハウを活用した社会資本整備手法であり、次に示すような幾つかの事業方式がある。 ① BTO（Build Transfer Operate）方式：施設の整備を民間が行い、施設整備後は所有権を行政へ移転し、民間が維持管理運営を行う。 ② BOT（Build Operate Transfer）方式：施設の整備を民間が行い、整備後は民間が施設を所有しつつ運営を行い、事業終了後に所有権を行政に移転する。 ③ BOO（Build Own Operate）方式：施設の整備を民間が行い、整備後は民間が施設を所有しつつ運営を行う。 ④ コンセッション方式：施設の所有権は行政が保有し、長期にわたって運営権を民間に提供することで民間事業者が施設の維持管理運営を行う。
指定管理者制度	公共施設の管理・運営を民間企業や NPO に包括的に代行させる制度である。
包括的業務委託	地方公団体が行政責任を果たす上で、必要な監督権等を留保したうえで、その業務を包括的に民間(個人も含む)に委託することで公共施設を運営する。

※PPP は、本来官民連携を総称する言葉ですが、ここでは便宜上官民連携手法の一つとして用いています。

(2) 官民連携手法の選定について

官民連携事業を導入するメリットは、行政と民間で適切なリスク分担が行えること、民間の資金調達やノウハウを活用することで低廉かつ質の高い行政サービスの提供、それに伴う行政の財政負担の軽減、地域事業者の参画による地域経済の活性化があげられます。そのため、行政が実施する事業に適した手法の選択を基本計画策定段階から模索することは、上記に挙げた官民連携のメリットを最大限に発揮するために極めて重要です。事業の基本的条件を基に、リスク分担・資金調達・LCC（ライフサイクルコスト）・民間事業者の参画意欲等の様々な条件をフィルターにして比較しながら、事業に適した事業方式の検討を行う必要があります（図表 6.2.2 参照）。

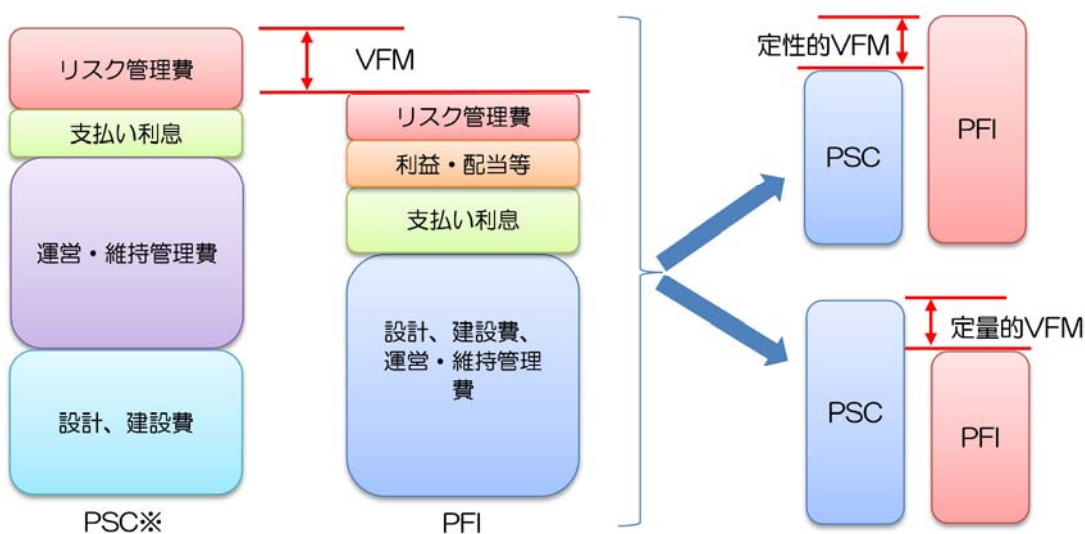
図表 6.2.2 官民連携手法検討フィルター



官民連携手法の検討において、もう一つ重要な点としては VFM (Value For Money) の考え方です。VFM とは、公共施設の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く（定量的評価）、または、同一価格でより上質のサービスを提供する（定性的評価）考え方です。

ここで、定量的な評価のみを重視してしまった場合、本来の官民連携事業で期待する効果である民間の技術力や経営力等のノウハウや資金力といった、民間の活力を十分に活かした民間の創意工夫による良質な行政サービス創出の視点が軽視されてしまうことが懸念されます。そこで、民間の創意工夫を最大限に発揮するために定性的な視点を加えて VFM を評価することにより民間の創意工夫を評価できるため、官民連携事業の本来の目的である民間活力の導入による良質な行政サービスの創出が期待できます（図表 6.2.3 参照）。

図表 6.2.3 VFM の考え方



※PSC (Public Sector comparator) : 公共自らが実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値。提案されたPFI事業が従来型の公共事業に比べ、VFMが得られるかの評価を行う際に使用される。

3 施設カルテ（様式例）

施設番号	18	会計区分	普通会計	十津川村 公共施設カルテ		2016/3/11	現在		
1 基本情報									
① 施設名称	十津川村役場			写真					
② 所在地	小原225-1、2								
③ 所管（課）	建設課								
④ 総取得費（千円）		ア 国庫支出金（千円）						イ 県支出金（千円）	
ウ 地方債（千円）		エ その他（千円）						オ 一般財源（千円）	
⑤ 施設用途（大分類）	行政系施設			⑫ 建物棟数（カルテ対象）	3		棟		
⑥ 施設用途（中分類）	庁舎等			⑬ 運営形態					
⑦ 設置年（カルテ対象）	1976			⑭ 指定避難所等					
⑧ 土地（敷地面積）			10,832	㎡	⑮ 複合・併設施設	併設			
⑨ 建物（延床面積）			6,739	㎡	⑯ 用途地域（該当なし）				
⑩ 借地状況				⑰ 人口（2014年度末）	3,615		人		
⑪ 借家状況				⑱ 以下予備項目					
2 建物情報（主たる建物）									
① 建物名称・用途	十津川村役場 庁舎+プロパン庫								
② 建築年月	1976	⑤ 階数（地上・地下）	4	2	階	⑧ 耐震改修	未実施		
③ 経過年数	40	⑥ 主体構造	鉄筋コンクリート造		⑨ 大規模改修				
④ 延床面積（㎡）	5,262	⑦ 耐震診断	実施済み		⑩ 更新判断時期	B（6年～10年）			
3 財務情報（対象年度） 2014年度									
① 使用料・手数料等		千円	⑤	維持管理費	光熱水費		千円		
② 収入 事業収入		千円	⑥		委託料		千円		
③ 収入 その他		千円	⑦		使用料・賃貸料		千円		
④ 収入合計		千円	⑧		修繕費		千円		
⑮ 支出合計（⑤～⑭の計）		千円	⑨	運営費	人件費		千円		
⑯ 収支		千円	⑩		指定管理料等		千円		
⑰ 収支対前年度比		%	⑪		その他		千円		
⑱ 利用者1人当たりのコスト		円	⑫	資本的経費	公有財産購入費		千円		
⑲ 住民1人当たりのコスト		円	⑬		工事費		千円		
⑳ 床面積1㎡当たりのコスト		円	⑭	減価償却費			千円		
4 施設サービス提供状況									
① 年間開館日数		日	付帯施設/サービス等	① 駐車場			台		
② 利用者数		人		② 以下予備項目					
③ 利用者数（2年前）		人		③					
④ 利用者数（3年前）		人		④					
⑤ 利用者数（対前年度比）②/③		%		⑤					
⑥ 施設稼働率（実績値）		%		⑥					
⑦ 施設稼働率（対前年度比）		%		⑦					
5 備考									

4 用語集

【い】

●依存財源

国や県（市町村の場合）により定められたり、割り当てられたりする補助金・交付金のほか、地方公共団体が実施する建設事業に充当するために借り入れる長期借入金などを指す。依存財源には、地方交付税、国庫支出金、市町村については都道府県支出金、地方譲与税及び地方債が含まれる。

●一般会計

地方公共団体の会計の中心をなすもの。特別会計で計上される以外のすべての経費は一般会計で処理される。

●一般財源

地方公共団体の歳入のうち、用途が特定されず、どのような経費にも使用できるもの。地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額。なお、これらのほか、市町村においては都道府県から市町村が交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金（政令指定都市のみ）を加算した額をいう。

●インフラ資産

一般的に生活や産業の基盤として整備される施設としてのインフラのうち、道路、橋りょう、上水道のこと。なお、上水道については、管に加えて処理施設等も含めている。

【き】

●起債

国債、地方債、社債等の債券の発行（募集）のこと。

●義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務付けられ任意に節減できない経費。歳出のうち経常的経費とされている人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費の6費目は広い意味ではすべて義務的経費に含まれるが、中でも人件費、扶助費、公債費の3つの費目が狭い意味での義務的経費とされる。義務的経費の割合が高いと、その地方公共団体は他の任意の事業を実施しにくくなり、一般的に財政が硬直化しているといわれる。

●供給処理施設

一般に、上水、ガス、電力等の供給、下水、ごみ処理など生活に必要な循環機能、エネルギー供給に係わる施設の総称。電力供給施設、ガス供給施設、上下水道、ゴミ処理場、地域冷暖房施設などがある。

【し】**●自主財源**

地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいう。地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入がこれに該当する。自主財源の割合が高いことは、その用途決定が自主的に行いうる状況を指しており、地方公共団体にとって、一般的に自主財源の割合が高いことが望ましい。

【た】**●耐用年数**

減価償却の対象となる資産において利用が可能な年数のこと。また、減価償却資産を適正に費用配分するための年数のこと。

【ち】**●地方交付税**

全国の住民が、都会でも田舎でも等しい行政サービスを受けられるよう、それに必要となる費用を、国が各地方公共団体に配分するもの。国税である所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合を財源とすることが定められている。本来は地方固有の自主財源と言えるが、配分の過程における国の関与が大きいので、依存財源とされる。一般的に、財政的に豊かな団体には薄く、財政的に厳しい団体には厚く配分される。

【と】

●投資的経費

その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものとして支出される経費のこと。生産的経費ともいわれ、これに分類できる性質別経費としては、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費があげられる。

●特別会計

特別会計は一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理される会計。料金収入を主な財源としている公営企業会計、法律で特別会計の設置が義務付けられている国民健康保険事業会計、介護保険事業会計などが特別会計として設けられている。

【い】

●普通会計

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における実質公債費比率等の対象となる「一般会計等」とほぼ同様の会計の範囲である。

●普通建設事業費

地方公共団体の歳出のうち、性質別分類の際に使用される支出要素の一つ。道路、橋りょう、学校、庁舎等の公共施設の新増築等の建設事業に要する経費で、その支出の効果が将来に残ることから投資的経費と呼ばれる。